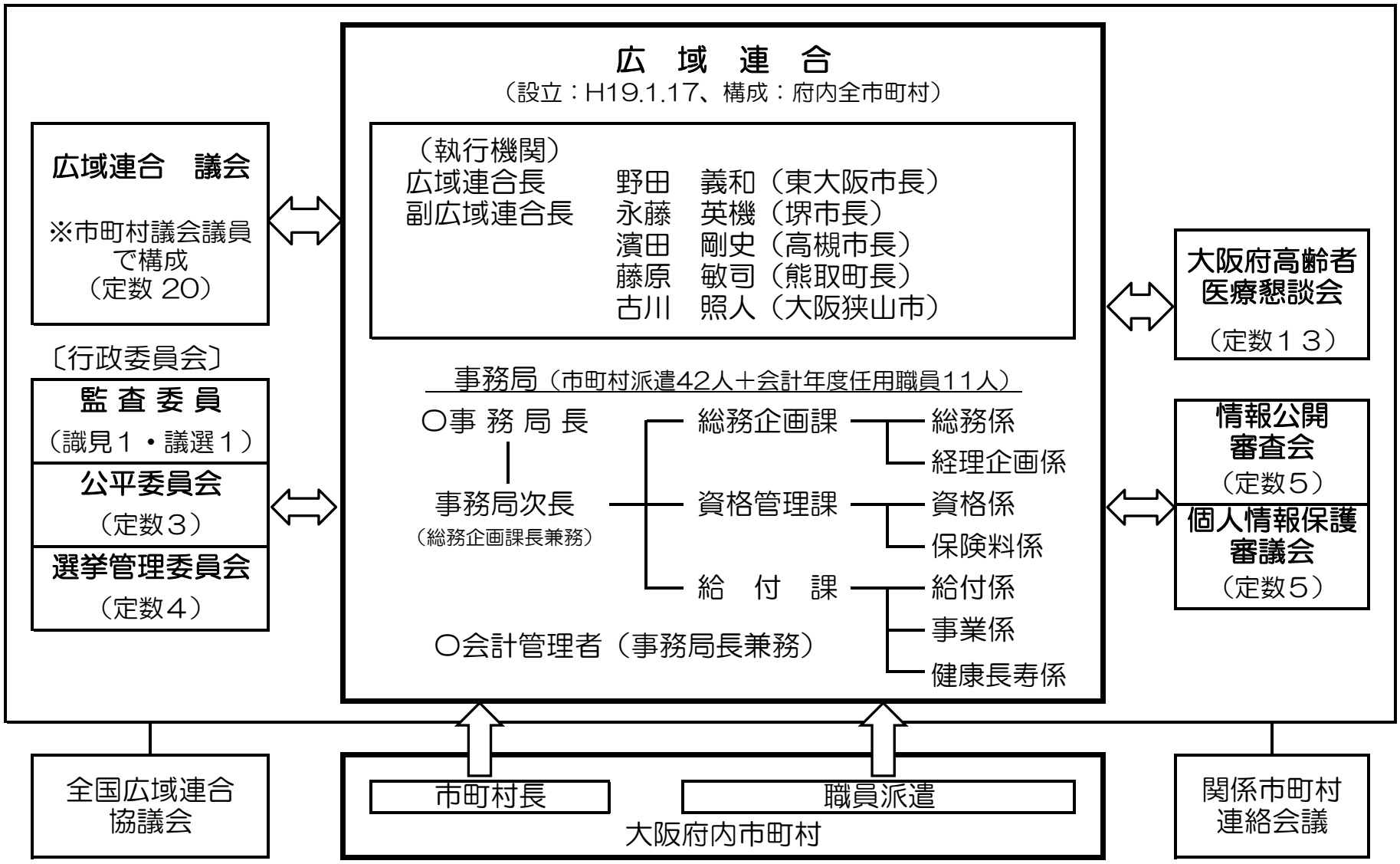
令和８年４月現在

大阪府後期高齢者医療広域連合の組織概要



（資料1－1）

制度施行状況

（資料１－２）

○被保険者数の推移について

全被保険者数

		被保険者数（人）	対前年増減数（人）	20年4月との比較（%）
平成20年	4月末	723,702		
令和3年	4月末	1,177,228		162.67
令和4年	4月末	1,208,881	31,653	167.04
令和5年	4月末	1,261,580	52,699	174.32
令和6年	4月末	1,309,503	47,923	180.95
令和7年	4月末	1,340,707	31,204	185.26
令和8年	4月末	1,363,366	22,659	188.39

（再掲）窓口負担割合		構成比（%）
3割	72,092	9.96
3割	83,746	7.11
3割	86,412	7.15
3割	95,863	7.60
2割	242,158	19.19
3割	98,527	7.52
2割	246,001	18.79
3割	104,981	7.83
2割	257,758	19.23
3割	111,625	8.19
2割	281,319	20.63

（内訳）

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数（人）	対前年増減数（人）	被保険者数（人）	対前年増減数（人）
平成20年	4月末	695,662		28,040	
令和3年	4月末	1,166,619		10,609	
令和4年	4月末	1,199,429	32,810	9,452	▲ 1,157
令和5年	4月末	1,253,659	54,230	7,921	▲ 1,531
令和6年	4月末	1,302,650	48,991	6,853	▲ 1,068
令和7年	4月末	1,334,647	31,997	6,060	▲ 793
令和8年	4月末	1,357,957	23,310	5,409	▲ 651

※「▲」はマイナス

○被保険者年齢構成 （令和8年4月末現在）

年齢階層	被保険者数（人）	構成比（%）
65～69歳	1,726	0.13
70～74歳	3,683	0.27
小計（65～74歳）	5,409	0.40
75～79歳	549,444	40.31
80～84歳	381,123	27.95
85～89歳	263,439	19.32
90～94歳	125,456	9.20
95～99歳	33,566	2.46
100歳～	4,929	0.36
小計（75歳～）	1,357,957	99.60
合計	**1,363,366**	**100.00**

平均年齢（4月末時点）	82.06　　歳

○ 全国の被保険者数の推移（厚生労働省事業月報より）

項番	都道府県	平成20年4月末の被保険者数（人）	令和3年4月末の被保険者数（人）	令和4年4月末の被保険者数（人）	令和5年4月末の被保険者数（人）	令和6年4月末の被保険者数（人）	令和7年4月末の被保険者数（人）	令和8年4月末の被保険者数（人）	平成20年4月末と令和8年4月末の比較（%）
	全国計	13,074,569	18,046,863	18,490,870	19,197,700	19,841,613	20,365,811	20,800,246	159.09
1	北海道	616,330	836,432	854,817	877,089	901,279	926,591	946,729	153.61
2	青森	167,475	209,260	212,679	217,375	221,336	226,849	230,807	137.82
3	岩手	184,445	214,330	216,292	219,793	223,480	226,922	230,769	125.12
4	宮城	248,557	314,217	319,268	331,139	342,628	353,506	364,610	146.69
5	秋田	168,065	188,077	190,389	193,107	195,443	199,554	202,563	120.53
6	山形	176,605	189,766	190,663	193,819	196,523	200,651	204,645	115.88
7	福島	263,496	296,441	298,056	306,346	313,290	321,497	329,462	125.03
8	茨城	301,037	421,214	434,644	452,854	468,118	482,499	496,231	164.84
9	栃木	208,056	270,318	278,381	290,539	301,476	311,723	321,798	154.67
10	群馬	224,523	293,138	301,455	312,724	322,098	330,925	339,034	151.00
11	埼玉	512,758	955,960	996,533	1,049,337	1,092,653	1,130,623	1,161,363	226.49
12	千葉	491,698	849,957	883,843	929,637	966,376	997,710	1,022,125	207.88
13	東京	1,065,045	1,582,734	1,619,986	1,684,545	1,733,883	1,772,693	1,799,227	168.93
14	神奈川	681,840	1,165,047	1,203,583	1,261,463	1,308,985	1,349,553	1,379,630	202.34
15	新潟	321,027	370,668	375,999	386,398	395,979	405,951	413,815	128.90
16	富山	145,115	180,755	185,986	192,435	198,371	202,584	205,752	141.79
17	石川	135,931	171,362	176,990	185,611	192,271	197,625	200,976	147.85
18	福井	104,401	120,863	122,107	125,951	130,353	133,942	136,623	130.86
19	山梨	107,371	129,385	131,678	136,096	140,092	143,375	146,860	136.78
20	長野	299,699	355,020	360,370	370,619	380,252	388,365	395,062	131.82
21	岐阜	233,504	310,196	316,236	329,480	341,738	350,787	358,217	153.41
22	静岡	406,009	561,509	572,783	596,199	616,490	632,292	646,052	159.12
23	愛知	614,046	982,640	1,010,634	1,053,901	1,094,989	1,124,320	1,146,066	186.64
24	三重	209,846	274,227	279,126	289,571	299,446	306,065	311,511	148.45
25	滋賀	133,613	184,097	189,897	198,549	208,039	215,323	221,945	166.11
26	京都	268,774	375,936	386,273	403,709	420,240	432,394	440,642	163.95
27	**大阪**	**723,702**	**1,177,228**	**1,208,881**	**1,261,580**	**1,309,503**	**1,340,707**	**1,363,366**	**188.39**
28	兵庫	559,032	796,937	817,035	850,858	883,868	907,817	926,639	165.76
29	奈良	143,531	213,470	220,292	230,499	240,251	247,228	253,108	176.34
30	和歌山	135,058	161,319	163,635	168,948	173,346	176,295	178,963	132.51
31	鳥取	82,848	91,546	92,546	95,418	98,268	100,230	102,048	123.17
32	島根	116,675	122,370	124,014	127,328	130,247	132,355	134,373	115.17
33	岡山	237,395	296,878	304,003	314,418	324,602	331,319	337,157	142.02
34	広島	320,846	427,903	440,946	457,320	472,375	484,234	494,282	154.06
35	山口	205,887	242,498	247,851	254,627	261,837	267,972	272,477	132.34
36	徳島	108,344	124,296	126,060	130,625	134,841	137,555	140,419	129.60
37	香川	130,945	153,241	157,376	163,872	170,655	174,552	178,223	136.11
38	愛媛	193,906	228,137	231,952	238,888	246,337	250,973	256,227	132.14
39	高知	114,346	126,661	129,204	132,933	136,288	138,490	140,703	123.05
40	福岡	514,096	691,993	710,656	735,729	765,318	788,630	809,550	157.47
41	佐賀	107,982	123,292	125,527	128,564	132,609	136,147	139,861	129.52
42	長崎	186,878	215,707	219,251	225,084	231,662	237,222	242,639	129.84
43	熊本	243,228	279,986	284,177	291,206	299,042	305,692	312,121	128.32
44	大分	159,547	189,322	193,368	198,891	205,426	210,191	214,593	134.50
45	宮崎	147,453	175,414	178,057	182,961	188,566	192,341	196,276	133.11
46	鹿児島	246,212	260,537	261,962	267,838	274,224	279,053	284,698	115.63
47	沖縄	107,392	144,579	145,409	151,827	156,520	162,489	170,009	158.31

○ 都道府県別75歳以上の人口と総人口に占める割合

	令和6年（2024年）		令和12年（2030年）		令和17年（2035年）		令和22年（2040年）		令和27年（2045年）		令和32年（2050年）	
	75歳以上人口（千人）	総人口に占める割合（%）	75歳以上人口（千人）	総人口に占める割合（%）	75歳以上人口（千人）	総人口に占める割合（%）	75歳以上人口（千人）	総人口に占める割合（%）	75歳以上人口（千人）	総人口に占める割合（%）	75歳以上人口（千人）	総人口に占める割合（%）
全国計	20,777	16.8	22,613	18.8	22,384	19.2	22,275	19.7	22,772	20.9	24,332	23.2
北海道	945	18.7	1,056	22.0	1,047	23.0	1,028	23.8	1,010	24.8	1,041	27.3
青森	227	19.5	252	23.4	252	25.3	246	26.9	238	28.6	235	31.1
岩手	225	19.7	245	23.0	245	24.6	239	25.9	230	27.0	228	29.1
宮城	357	15.9	408	18.8	418	19.9	418	20.8	419	21.8	440	24.0
秋田	198	22.1	215	26.3	213	28.3	203	29.6	188	30.2	180	32.1
山形	199	19.7	219	23.2	220	24.8	214	25.8	203	26.4	199	28.0
福島	311	17.8	354	21.6	362	23.4	358	24.7	347	25.7	347	27.8
茨城	477	17.0	542	20.2	542	21.0	532	21.5	534	22.6	565	25.2
栃木	309	16.4	357	19.8	362	20.9	355	21.4	354	22.4	372	24.8
群馬	333	17.6	370	20.4	367	21.0	361	21.6	365	22.9	388	25.5
埼玉	1,164	15.9	1,282	17.7	1,260	17.7	1,259	18.1	1,326	19.5	1,463	22.1
千葉	1,020	16.3	1,109	17.9	1,085	17.9	1,082	18.2	1,137	19.5	1,250	22.0
東京	1,876	13.2	1,944	13.5	1,927	13.3	2,027	14.0	2,240	15.5	2,518	17.5
神奈川	1,408	15.3	1,528	16.8	1,517	16.8	1,568	17.7	1,703	19.6	1,883	22.1
新潟	402	19.2	442	22.4	437	23.5	423	24.2	410	25.0	416	27.3
富山	197	19.8	209	22.2	202	22.5	193	22.7	190	23.6	203	26.6
石川	196	17.9	214	20.2	211	20.7	206	21.0	205	21.9	220	24.5
福井	133	18.0	145	20.6	145	21.6	143	22.4	141	23.3	146	25.5
山梨	143	18.1	157	21.0	158	22.1	159	23.3	161	24.9	167	27.3
長野	385	19.4	410	21.6	406	22.3	402	23.1	405	24.4	426	26.9
岐阜	348	18.2	375	20.6	368	21.2	361	21.9	361	23.2	381	26.0
静岡	629	17.8	686	20.3	679	20.9	670	21.5	677	22.8	714	25.2
愛知	1,121	15.0	1,207	16.4	1,190	16.5	1,211	17.2	1,285	18.7	1,428	21.4
三重	305	17.8	326	19.9	321	20.5	319	21.3	322	22.6	341	25.3
滋賀	215	15.3	242	17.6	245	18.2	249	19.0	256	20.2	279	22.8
京都	453	18.0	482	19.7	465	19.7	459	20.2	471	21.7	510	24.6
大阪	1,458	16.6	1,518	18.0	1,445	17.7	1,439	18.3	1,525	20.1	1,686	23.2
兵庫	941	17.6	1,013	19.7	997	20.1	994	20.9	1,023	22.4	1,101	25.3
奈良	249	19.4	272	22.4	265	23.0	259	23.9	260	25.6	271	28.5
和歌山	177	20.1	188	22.7	183	23.5	178	24.5	175	25.8	180	28.5
鳥取	100	18.8	111	22.1	111	23.2	108	23.8	102	23.7	104	25.6
島根	131	20.4	139	22.8	136	23.4	129	23.3	122	23.2	123	24.7
岡山	337	18.4	359	20.2	353	20.6	340	20.7	336	21.3	359	23.8
広島	482	17.8	519	19.8	508	20.1	492	20.3	492	21.1	526	23.6
山口	267	20.8	285	23.8	273	24.2	255	24.1	243	24.5	250	27.0
徳島	138	20.1	152	23.8	151	25.1	144	25.7	137	26.3	139	28.9
香川	175	19.1	188	21.5	184	22.0	176	22.0	171	22.4	180	24.9
愛媛	252	19.7	273	22.7	270	23.7	261	24.3	251	24.9	259	27.4
高知	142	21.6	151	24.8	146	25.7	139	26.3	131	26.8	133	29.5
福岡	811	15.9	915	18.3	919	18.8	904	19.0	904	19.6	956	21.3
佐賀	137	17.4	156	20.7	159	22.1	156	22.7	151	23.1	151	24.3
長崎	238	19.0	266	23.0	268	24.7	260	25.7	247	26.3	242	27.8
熊本	306	18.0	343	21.1	349	22.4	343	23.0	330	23.2	329	24.3
大分	213	19.6	234	22.7	233	23.7	222	23.7	212	23.9	214	25.4
宮崎	193	18.7	218	22.3	222	23.8	216	24.3	205	24.3	204	25.6
鹿児島	282	18.4	319	22.0	329	23.9	323	24.7	308	24.8	302	25.8
沖縄	172	11.7	217	14.9	239	16.5	253	17.6	265	18.7	284	20.4

全国計人口と都道府県別人口合計では四捨五入の関係で数値に相違があります。

資料出典 総務省統計局「人口推計 令和6年10月1日現在」（令和7年4月14日公表）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」（令和5年12月22日公表）

○所得階層別の被保険者数

（令和7年9月末現在）

所　得　額	被保険者数（人）	構成割合	
所得なし	622,252	46.12%	均等割額のみ賦課
30万円未満	121,360	9.00%	
30万円以上　50万円未満	68,311	5.06%	
50万円以上 100万円未満	133,682	9.91%	均等割額及び所得割額を賦課
100万円以上 150万円未満	155,357	11.52%	
150万円以上 200万円未満	101,692	7.54%	
200万円以上 250万円未満	47,580	3.53%	
250万円以上 300万円未満	23,863	1.77%	
300万円以上 400万円未満	25,958	1.92%	
400万円以上 500万円未満	13,125	0.97%	
500万円以上 700万円未満	11,181	0.83%	
700万円以上1000万円未満	7,709	0.57%	
1000万円以上	13,764	1.02%	
所得不詳	3,256	0.24%	
合　　計	1,349,090	100%	

※所得は、収入から必要経費等を差し引いた所得総額（基礎控除前）。
※厚生労働省「令和7年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」の数値から作成。

○保険料率の推移

◆ 医療分

期　別	年　度	均等割額（年額）	所得割率	年間限度額
第１期	平成20・21年度	４７，４１５円	8.68%	５０万円
第２期	平成22・23年度	４９，０３６円	9.34%	５０万円
第３期	平成24・25年度	５１，８２８円	10.17%	５５万円
第４期	平成26・27年度	５２，６０７円	10.41%	５７万円
第５期	平成28・29年度	５１，６４９円	10.41%	５７万円
第６期	平成30・31年度	５１，４９１円	9.90%	６２万円
第７期	令和２・３年度	５４，１１１円	10.52%	６４万円
第８期	令和４・５年度	５４，４６１円	11.12%	６６万円
第９期	令和６・７年度	５７，１７２円	※11.75%	※８０万円
第10期	令和８・９年度	６４，９３１円	11.51%	８５万円

※第9期は制度改正の影響を考慮し、令和6年度の所得割率と賦課限度額について激変緩和措置あり。

◆ 子ども分

期　別	年　度	均等割額（年額）	所得割率	年間限度額
第10期	令和８年度	１，３７３円	0.24%	２．１万円

○保険料の軽減措置

【均等割額の軽減措置（世帯の所得水準に応じた軽減及び元被扶養者への軽減）】

令和８年度軽減割合		軽減後の均等割額 年額	軽減後の均等割額 月額	適用人員		被保険者に占める割
7割（医療分のみ7.2割）	医療分	１８，１８０円	１，５１５円	５９１，５６１人		42.74%
	子ども分	４１１円	３４円			
５割	医療分	３２，４６５円	２，７０５円	元被扶養者（※）	４，４６７人	0.32%
	子ども分	６８６円	５７円	所得水準	１６８，４６４人	12.17%
２割	医療分	５１，９４４円	４，３２９円	１８３，６００人		13.26%
	子ども分	１，０９８円	９２円			
合　　計				９４８，０９２人		68.49%

※資格取得後２年間に限り軽減

※令和8年度保険料確定賦課時の対象被保険者1,384,225人に対する適用人数とその割合

【被保険者均等割額の軽減措置等】

（令和８年度 要件）

軽減割合	軽　減　判　定　基　準
７割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が 【基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数(※1)－1）】を超えないとき
５割	要件① 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、 船員保険の被扶養者であった方で資格取得後２年間(※2)
	要件② 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が 【基礎控除額（43万円）＋31万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数(※1)－１）】を超えないとき
２割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が 【基礎控除額（43万円）＋57万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数(※1)－1）】を超えないとき

※1 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。２人以上いる場合に適用します。

(1) 給与等の収入金額が55万円を超える方

(2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方

(3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※2 世帯の所得水準に応じた保険料の軽減措置７割軽減を受けている場合は７割軽減が適用されます。

○保険料収納率の推移

年　度	保険料収納率	増減数(対前年度)	（参考）普通徴収収納率
平成20年度	98.40%		96.26%
平成21年度	98.56%	0.16%	96.87%
平成22年度	98.78%	0.22%	97.24%
平成23年度	98.93%	0.15%	97.58%
平成24年度	98.93%	0.00%	97.70%
平成25年度	99.01%	0.08%	97.90%
平成26年度	99.04%	0.03%	98.02%
平成27年度	99.09%	0.05%	98.18%
平成28年度	99.20%	0.11%	98.40%
平成29年度	99.25%	0.05%	98.47%
平成30年度	99.35%	0.10%	98.70%
令和元年度	99.36%	0.01%	98.69%
令和2年度	99.47%	0.11%	98.90%
令和3年度	99.51%	0.04%	99.00%
令和4年度	99.41%	▲ 0.10%	98.85%
令和5年度	99.44%	0.03%	98.91%
令和6年度	99.41%	▲ 0.03%	98.90%
令和7年度	99.38%	▲ 0.03%	98.85%

（調定額と収納額・収入未済額）　　（単位：円）

年　度	調定額	収納額	(参考)収入未済額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781	939,908,842
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186	867,529,534
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143	784,698,025
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476	715,152,207
平成24年度	74,371,811,609	73,572,718,301	799,093,308
平成25年度	76,282,862,143	75,525,747,541	757,114,602
平成26年度	78,971,004,070	78,215,351,289	755,652,781
平成27年度	80,135,160,817	79,409,296,749	725,864,068
平成28年度	83,875,918,173	83,202,679,899	673,238,274
平成29年度	88,269,552,556	87,604,938,914	664,613,642
平成30年度	90,564,522,696	89,980,357,205	584,165,491
令和元年度	94,779,835,824	94,175,929,230	603,906,594
令和2年度	102,843,276,093	102,298,358,782	544,917,311
令和3年度	103,710,595,761	103,205,399,137	505,196,624
令和4年度	112,923,386,892	112,255,843,247	667,543,645
令和5年度	116,184,563,728	115,532,836,127	651,727,601
令和6年度	129,016,375,595	128,258,809,432	757,566,163
令和7年度	137,145,085,938	136,296,992,683	848,093,255

市町村別保険料収納率（令和6年度・7年度）

令和6年度					令和7年度				
順位	市町村	調 定 額（円）	収 納 額（円）	収納率	順位	市町村	調 定 額（円）	収 納 額（円）	収納率
1位	千早赤阪村	134,364,408	134,364,408	100.00%	**1位**	**千早赤阪村**	147,986,931	147,986,931	**100.00%**
2位	河南町	287,138,573	287,102,773	99.99%	**2位**	**豊能町**	715,658,154	714,711,257	**99.87%**
3位	田尻町	96,942,136	96,906,090	99.96%	**3位**	**阪南市**	991,636,865	989,757,312	**99.81%**
4位	阪南市	914,001,956	912,591,903	99.85%	**4位**	**岸和田市**	2,836,826,637	2,830,742,778	**99.79%**
5位	岸和田市	2,658,811,101	2,653,319,827	99.79%	**5位**	**太子町**	265,786,938	265,144,747	**99.76%**
6位	豊能町	672,986,020	671,456,514	99.77%	**6位**	**高石市**	938,914,751	936,577,092	**99.75%**
7位	枚方市	7,091,539,894	7,074,431,646	99.76%	**7位**	**枚方市**	7,535,315,945	7,512,387,090	**99.70%**
8位	高石市	883,094,798	880,920,180	99.75%	**8位**	**河内長野市**	2,448,152,905	2,440,534,557	**99.69%**
9位	交野市	1,559,335,518	1,555,271,752	99.74%	**9位**	**貝塚市**	1,196,740,412	1,192,987,135	**99.69%**
10位	熊取町	761,424,788	759,437,841	99.74%	**10位**	**茨木市**	4,924,652,428	4,907,879,071	**99.66%**
11位	茨木市	4,631,087,327	4,617,730,222	99.71%	**11位**	**田尻町**	103,213,860	102,846,020	**99.64%**
12位	河内長野市	2,326,438,525	2,319,627,947	99.71%	**12位**	**交野市**	1,633,845,911	1,628,006,652	**99.64%**
13位	富田林市	1,941,497,586	1,935,592,142	99.70%	**13位**	**富田林市**	2,070,256,912	2,062,398,660	**99.62%**
14位	島本町	561,561,206	559,787,434	99.68%	**14位**	**忠岡町**	231,589,306	230,683,247	**99.61%**
15位	太子町	249,193,265	248,338,342	99.66%	**15位**	**柏原市**	1,161,412,087	1,156,780,705	**99.60%**
16位	貝塚市	1,116,368,458	1,112,456,934	99.65%	**16位**	**大東市**	1,736,504,780	1,729,187,066	**99.58%**
17位	八尾市	4,046,592,682	4,032,408,134	99.65%	**17位**	**八尾市**	4,291,357,749	4,273,134,531	**99.58%**
18位	四條畷市	854,333,040	851,262,654	99.64%	**18位**	**池田市**	2,039,240,091	2,030,500,319	**99.57%**
19位	松原市	1,796,368,279	1,789,558,717	99.62%	**19位**	**熊取町**	816,035,684	812,409,472	**99.56%**
20位	羽曳野市	1,822,513,837	1,815,030,549	99.59%	**20位**	**摂津市**	1,368,154,879	1,361,841,677	**99.54%**
21位	高槻市	6,630,628,563	6,602,473,172	99.58%	**21位**	**岬町**	316,477,413	315,000,978	**99.53%**
22位	泉大津市	925,183,397	921,244,008	99.57%	**22位**	**泉佐野市**	1,350,245,434	1,343,939,166	**99.53%**
23位	池田市	1,918,196,707	1,909,764,914	99.56%	**23位**	**高槻市**	6,998,962,235	6,966,097,285	**99.53%**
24位	泉佐野市	1,256,799,342	1,251,207,857	99.56%	**24位**	**守口市**	2,026,234,218	2,016,628,374	**99.53%**
25位	和泉市	2,524,521,771	2,512,857,202	99.54%	**25位**	**河南町**	301,788,768	300,352,755	**99.52%**
26位	柏原市	1,095,539,124	1,090,330,070	99.52%	**26位**	**島本町**	595,146,103	592,310,901	**99.52%**
27位	大東市	1,648,614,262	1,640,510,878	99.51%	**27位**	**和泉市**	2,720,143,798	2,706,958,681	**99.52%**
28位	大阪狭山市	1,061,003,660	1,055,721,802	99.50%	**28位**	**羽曳野市**	1,923,743,075	1,914,376,031	**99.51%**
29位	忠岡町	220,899,907	219,778,879	99.49%	**29位**	**藤井寺市**	1,101,405,599	1,095,994,576	**99.51%**
30位	吹田市	5,905,048,688	5,873,656,921	99.47%	**30位**	**吹田市**	6,328,969,731	6,296,950,627	**99.49%**
31位	泉南市	902,074,537	897,263,227	99.47%	**31位**	**四條畷市**	904,746,977	899,925,289	**99.47%**
32位	堺市	12,840,607,721	12,768,550,225	99.44%	**32位**	**松原市**	1,876,631,015	1,866,627,085	**99.47%**
33位	箕面市	2,751,594,958	2,736,019,444	99.43%	**33位**	**東大阪市**	7,320,850,002	7,280,644,901	**99.45%**
34位	摂津市	1,292,656,977	1,285,330,038	99.43%	**34位**	**大阪狭山市**	1,124,245,420	1,117,882,067	**99.43%**
35位	東大阪市	6,926,773,977	6,886,502,630	99.42%	**35位**	**箕面市**	2,898,169,639	2,880,977,234	**99.41%**
36位	守口市	1,923,436,325	1,911,995,489	99.41%	**36位**	**堺市**	13,637,069,649	13,556,167,945	**99.41%**
37位	藤井寺市	1,030,439,550	1,023,800,459	99.36%	**37位**	**豊中市**	7,219,001,266	7,167,471,736	**99.29%**
38位	岬町	295,952,618	294,002,659	99.34%	**38位**	**泉南市**	956,308,232	949,455,842	**99.28%**
39位	豊中市	6,835,344,187	6,788,256,903	99.31%	**39位**	**寝屋川市**	3,787,315,761	3,759,389,143	**99.26%**
40位	能勢町	188,854,306	187,495,788	99.28%	**40位**	**泉大津市**	994,236,529	985,725,117	**99.14%**
41位	寝屋川市	3,571,483,270	3,543,978,789	99.23%	**41位**	**能勢町**	208,569,863	206,628,274	**99.07%**
42位	門真市	1,572,991,342	1,558,749,139	99.09%	**42位**	**門真市**	1,648,471,475	1,633,071,733	**99.07%**
43位	大阪市	31,292,137,009	30,991,722,930	99.04%	**43位**	**大阪市**	33,453,070,511	33,117,920,624	**99.00%**
	合計	129,016,375,595	128,258,809,432	99.41%		**合計**	137,145,085,938	136,296,992,683	**99.38%**

注：記載の収納率は小数点第3位を四捨五入していますが、順位の判定には小数点第4位以下を含めています。

全国の広域連合における保険料収納率の推移（令和元年度～令和6年度）

No.	都道府県 広域連合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
		全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	対前年度 比 (%)	順位	【再掲】 普通徴収(%)	順位
1	北海道	99.49	99.58	99.59	99.60	99.60	99.55	−0.05	26	99.15	9
2	青森県	99.37	99.53	99.47	99.42	99.44	99.39	−0.05	43	98.43	47
3	岩手県	99.72	99.74	99.75	99.70	99.73	99.64	−0.09	11	98.95	22
4	宮城県	99.46	99.53	99.60	99.56	99.52	99.49	−0.03	33	98.74	36
5	秋田県	99.59	99.78	99.60	99.63	99.65	99.57	−0.08	22	98.67	40
6	山形県	99.57	99.67	99.68	99.68	99.69	99.65	−0.04	8	98.96	21
7	福島県	99.43	99.59	99.65	99.58	99.61	99.60	−0.01	18	98.89	27
8	茨城県	99.40	99.47	99.49	99.44	99.49	99.41	−0.08	40	98.51	46
9	栃木県	99.36	99.54	99.54	99.49	99.51	99.51	0.00	30	98.73	37
10	群馬県	99.57	99.64	99.67	99.63	99.65	99.57	−0.08	21	98.98	20
11	埼玉県	99.35	99.47	99.50	99.41	99.49	99.45	−0.04	37	98.74	35
12	千葉県	99.27	99.42	99.44	99.35	99.45	99.40	−0.05	41	98.68	39
13	東京都	98.95	99.19	99.21	99.09	99.15	99.15	0.00	47	98.66	41
14	神奈川県	99.43	99.57	99.58	99.48	99.56	99.50	−0.06	31	99.10	15
15	新潟県	99.68	99.72	99.69	99.70	99.71	99.76	0.05	2	99.32	2
16	富山県	99.57	99.64	99.66	99.63	99.63	99.61	−0.02	17	98.81	31
17	石川県	99.47	99.56	99.60	99.57	99.45	99.58	0.13	20	98.98	19
18	福井県	99.56	99.59	99.61	99.55	99.58	99.80	0.22	1	99.47	1
19	山梨県	99.57	99.69	99.65	99.68	99.59	99.47	−0.12	35	98.88	28
20	長野県	99.67	99.72	99.73	99.70	99.70	99.70	0.00	3	99.23	6
21	岐阜県	99.57	99.63	99.63	99.58	99.57	99.55	−0.02	25	98.90	26
22	静岡県	99.41	99.53	99.55	99.51	99.51	99.46	−0.05	36	98.78	32
23	愛知県	99.65	99.70	99.71	99.65	99.67	99.63	−0.04	13	99.30	3
24	三重県	99.47	99.58	99.59	99.57	99.56	99.56	0.00	23	98.93	23
25	滋賀県	99.65	99.73	99.71	99.70	99.70	99.67	−0.03	6	99.14	10
26	京都府	99.31	99.43	99.47	99.39	99.43	99.40	−0.03	42	98.82	30
27	**大阪府**	**99.36**	**99.47**	**99.51**	**99.41**	**99.44**	**99.41**	**−0.03**	**39**	**98.90**	**25**
28	兵庫県	99.50	99.59	99.62	99.55	99.62	99.55	−0.07	24	99.01	17
29	奈良県	99.61	99.70	99.71	99.70	99.70	99.66	−0.04	7	99.27	4
30	和歌山県	99.58	99.67	99.62	99.58	99.59	99.51	−0.08	29	98.90	24
31	鳥取県	99.61	99.65	99.70	99.67	99.67	99.67	0.00	5	99.13	11
32	島根県	99.72	99.81	99.80	99.73	99.70	99.68	−0.02	4	99.10	13
33	岡山県	99.53	99.64	99.66	99.64	99.63	99.62	−0.01	16	99.05	16
34	広島県	99.54	99.63	99.65	99.58	99.63	99.62	−0.01	15	99.25	5
35	山口県	99.59	99.66	99.66	99.68	99.71	99.64	−0.07	12	99.10	14
36	徳島県	99.36	99.47	99.47	99.44	99.39	99.36	−0.03	44	98.57	43
37	香川県	99.47	99.58	99.56	99.49	99.54	99.52	−0.02	28	98.84	29
38	愛媛県	99.59	99.66	99.71	99.68	99.68	99.65	−0.03	10	99.20	7
39	高知県	99.36	99.52	99.56	99.58	99.58	99.59	0.01	19	99.00	18
40	福岡県	99.29	99.49	99.51	99.37	99.38	99.30	−0.08	45	98.53	44
41	佐賀県	99.70	99.80	99.75	99.73	99.67	99.63	−0.04	14	99.11	12
42	長崎県	99.52	99.62	99.63	99.58	99.60	99.54	−0.06	27	98.77	33
43	熊本県	99.43	99.48	99.52	99.48	99.49	99.43	−0.06	38	98.61	42
44	大分県	99.60	99.69	99.70	99.68	99.69	99.65	−0.04	9	99.19	8
45	宮崎県	99.36	99.49	99.55	99.49	99.49	99.50	0.01	32	98.70	38
46	鹿児島県	99.48	99.60	99.58	99.53	99.53	99.49	−0.04	34	98.76	34
47	沖縄県	99.08	99.24	99.39	99.24	99.32	99.16	−0.16	46	98.52	45
全国平均		**99.40**	**99.53**	**99.54**	**99.47**	**99.51**	**99.47**	−0.04	—	**98.90**	—

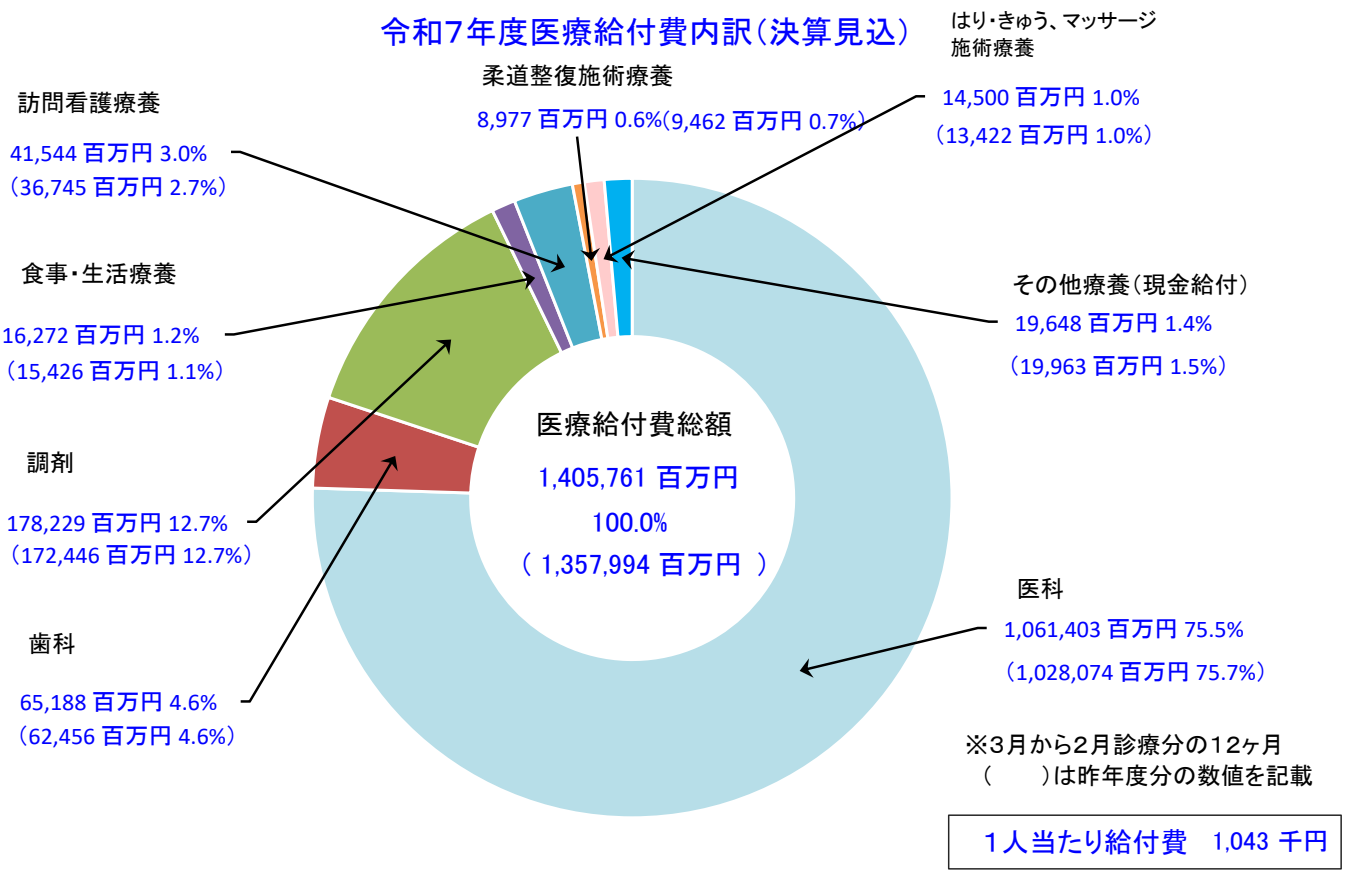
※厚生労働省公表[後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」の「都道府県後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率」により作成。

制度施行状況（給付課）

医療給付費の年度別比較

	令和5年度（決算）	令和6年度（決算）	令和7年度（決算見込）
医療給付費	1,303,604,626 千円	1,357,993,933 千円	1,405,760,503 千円
増　減	71,257,106 千円	54,389,307 千円	47,766,570 千円
対前年度比	105.8 %	104.2 %	103.5 %
被保険者数平均（3月～2月）	1,278,758 人	1,322,865 人	1,348,268 人
増　減	50,283 人	44,107 人	25,403 人
1人当り給付費	1,019 千円	1,027 千円	1,043 千円
増　減	16 千円	8 千円	16 千円
対前年度比	101.6 %	100.8 %	101.6 %

注）医療給付費は、保険給付費から審査支払手数料、葬祭費、傷病手当金を除いたもの。



１人当たり医療費の状況【年度別、都道府県別】

※令和7年度についてはまだ公表されていません

	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	順位	実　額（円）	順位	実　額（円）	順位	実　額（円）
全国計		951,767		968,102		971,531
北海道	8	1,071,635	8	1,085,472	8	1,090,556
青森	45	801,072	44	833,348	44	822,190
岩手	46	773,693	46	787,277	46	791,488
宮城	37	846,266	36	865,770	35	874,735
秋田	44	809,284	45	819,523	45	820,592
山形	38	844,933	38	860,071	38	862,110
福島	43	822,782	43	835,892	43	836,875
茨城	40	839,170	39	859,269	41	854,524
栃木	39	839,196	42	848,601	42	848,503
群馬	33	874,070	34	875,190	34	877,380
埼玉	36	848,959	37	863,255	36	873,628
千葉	41	834,138	41	849,441	39	857,385
東京	20	962,272	20	976,755	19	987,685
神奈川	30	890,795	30	907,895	30	915,408
新潟	47	763,869	47	775,287	47	777,935
富山	26	933,261	26	951,400	26	947,938
石川	18	973,532	17	998,237	17	998,129
福井	29	914,907	29	924,296	29	928,769
山梨	31	878,436	33	878,283	33	882,791
長野	35	852,820	35	867,944	37	869,409
岐阜	32	874,913	31	891,406	31	890,149
静岡	42	831,422	40	851,324	40	857,061
愛知	22	957,516	19	985,380	21	984,599
三重	34	857,924	32	882,603	32	887,014
滋賀	27	928,380	27	948,480	27	947,412
京都	12	1,038,701	13	1,045,302	13	1,053,301
大阪	6	1,087,577	6	1,106,041	4	1,112,303
兵庫	14	1,029,830	15	1,037,973	15	1,041,973
奈良	23	945,246	24	956,609	22	969,472
和歌山	19	970,976	21	973,380	20	984,752
鳥取	24	944,872	23	956,804	25	961,782
島根	25	943,169	25	955,009	24	962,317
岡山	17	978,051	16	1,000,456	16	1,002,647
広島	11	1,042,089	11	1,071,053	11	1,069,492
山口	15	1,024,487	14	1,044,523	14	1,042,829
徳島	9	1,066,457	9	1,085,079	9	1,079,878
香川	16	988,574	18	996,488	18	991,458
愛媛	21	961,656	22	972,016	23	966,636
高知	2	1,154,017	2	1,169,265	2	1,161,293
福岡	1	1,175,624	1	1,195,147	1	1,186,752
佐賀	4	1,112,558	4	1,116,092	5	1,106,048
長崎	5	1,087,919	5	1,107,194	7	1,095,508
熊本	7	1,083,442	7	1,103,868	6	1,105,533
大分	10	1,053,623	10	1,075,187	10	1,077,098
宮崎	28	915,026	28	939,004	28	940,336
鹿児島	3	1,125,145	3	1,136,846	3	1,140,369
沖縄	13	1,036,191	12	1,058,740	12	1,058,029

（注）１．厚生労働省医療保険データベース
『「後期高齢者医療事業状況報告」（年報：確報）令和６年度版』より抜粋。
２．「年度」は「3月から2月診療分の12ヶ月」。
３．「１人当たり医療費」は当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したもの。

ジェネリック医薬品普及率（医薬品数ベース）

順位	市町村名	令和5年7月	令和5年12月	令和6年7月	令和6年12月	令和7年7月	令和7年12月
1	能勢町	83.68%	85.22%	85.94%	91.75%	92.39%	92.81%
2	摂津市	83.18%	83.75%	84.80%	89.52%	90.89%	91.41%
3	岬町	82.02%	82.55%	84.89%	89.73%	89.99%	90.63%
4	忠岡町	78.41%	80.54%	81.74%	88.28%	89.14%	90.10%
5	高槻市	81.70%	82.60%	83.52%	88.52%	89.27%	89.89%
6	太子町	69.97%	71.59%	83.04%	87.55%	88.53%	89.82%
7	寝屋川市	81.90%	82.74%	83.74%	87.88%	88.92%	89.60%
8	熊取町	82.22%	81.84%	83.14%	87.44%	88.33%	89.17%
9	羽曳野市	78.49%	79.97%	81.79%	86.98%	88.20%	88.99%
10	柏原市	76.29%	77.60%	79.17%	86.04%	87.36%	88.78%
11	門真市	79.80%	80.26%	81.65%	85.37%	88.20%	88.63%
12	松原市	77.75%	78.88%	80.93%	87.02%	88.20%	88.61%
13	交野市	79.21%	79.94%	81.12%	86.54%	87.93%	88.56%
14	枚方市	79.91%	80.55%	81.92%	86.65%	87.97%	88.49%
15	豊能町	79.55%	79.66%	81.23%	85.40%	87.03%	88.48%
16	茨木市	78.85%	79.37%	81.12%	86.70%	87.73%	88.21%
17	八尾市	79.42%	80.30%	81.35%	86.08%	87.25%	88.20%
18	藤井寺市	75.17%	76.38%	79.53%	85.49%	86.81%	87.64%
19	泉大津市	75.95%	77.64%	79.26%	86.08%	87.19%	87.63%
20	河南町	77.54%	77.10%	81.04%	84.56%	86.12%	87.59%
21	泉佐野市	80.17%	80.92%	81.16%	85.74%	86.70%	87.53%
22	堺市	77.56%	78.54%	80.13%	85.50%	86.65%	87.33%
23	島本町	76.68%	76.59%	78.91%	84.83%	86.98%	87.21%
24	大阪市	77.98%	78.92%	80.18%	85.49%	86.45%	87.14%
25	和泉市	74.67%	75.99%	77.74%	84.62%	86.32%	87.13%
26	吹田市	76.60%	77.46%	79.06%	84.96%	86.35%	87.10%
27	富田林市	78.16%	79.30%	80.80%	84.84%	86.69%	86.90%
28	箕面市	76.19%	77.06%	78.35%	83.99%	86.12%	86.87%
29	池田市	76.90%	78.78%	79.66%	84.51%	86.47%	86.85%
30	守口市	77.79%	78.52%	79.14%	83.86%	85.76%	86.72%
31	岸和田市	77.36%	78.49%	78.92%	84.82%	86.33%	86.63%
32	貝塚市	76.60%	77.47%	78.85%	84.20%	85.41%	86.53%
33	豊中市	74.80%	75.84%	77.30%	84.30%	85.72%	86.17%
34	四條畷市	76.64%	77.55%	79.56%	84.18%	85.18%	85.67%
35	高石市	74.65%	75.88%	76.06%	83.99%	84.37%	85.38%
36	阪南市	72.89%	74.45%	77.17%	83.54%	85.13%	85.04%
37	泉南市	76.03%	75.78%	79.58%	83.60%	84.31%	84.80%
38	河内長野市	72.72%	73.86%	75.82%	82.84%	83.38%	84.72%
39	田尻町	82.87%	83.92%	83.96%	87.07%	89.11%	84.72%
40	東大阪市	73.73%	75.10%	76.12%	81.28%	82.69%	83.36%
41	大阪狭山市	72.02%	72.77%	74.93%	80.04%	81.92%	83.32%
42	大東市	71.87%	72.12%	73.36%	78.48%	79.33%	80.15%
43	千早赤阪村	63.87%	65.75%	66.44%	76.69%	76.29%	79.00%
大阪府全体		77.59%	78.55%	79.91%	85.28%	86.48%	87.15%

※処方年月における市町村別の普及率を示しています。

※令和7年12月処方分の普及率が高い市町村の順に表示しています。

○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康支援を行い適切な医療や介護サービスにつなげることで、生活習慣病の重症化予防や介護予防を促進し、健康寿命の延伸を図るため、市町村への事業委託により、高齢者の保健事業と市町村における介護予防事業等の一体的な実施に取組んでいる。

（※１）ハイリスクアプローチ　→疾患を発症しやすい高リスクの個人を対象に行動変容を促すことを目的とするアプローチ
（※２）ポピュレーションアプローチ→リスク要因の有無で対応を分けず、集団全体へ働きかけて全体的にリスクを下げることを目的とするアプローチ

（1）令和8年度の市町村の実施見込み

令和8年4月1日現在

市町村		日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ（※１）							ポピュレーションアプローチ（※２）		
				低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者	健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり
				低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防（糖尿）	重症化予防（生活習慣病）					
1	大阪市	66	66	○	○	○		⑤その他		○	○	○	
2	堺市	21	21	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良 ④腎機能不良		○	○	○	○
3	岸和田市	6	6	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	
4	豊中市	7	7		○	○					○	○	
5	池田市	2	2	○	○		①コントロール不良 ②中断 ③フレイル	④腎機能不良		○	○	○	○
6	吹田市	6	6	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	⑤その他		○	○	○	○
7	泉大津市	1	1	○	○	○	①コントロール不良				○	○	○
8	高槻市	4	4		○	○		⑤その他		○	○	○	○
9	貝塚市	3	3			○			①多剤 ③その他	○	○	○	
10	守口市	6	6	○		○	②中断 ③フレイル			○	○	○	
11	枚方市	13	13		○	○		①コントロール不良		○	○	○	
12	茨木市	5	5	○	○	○		⑤その他		○	○	○	○
13	八尾市	5	16			○				○	○	○	
14	泉佐野市	5	5	○				④腎機能不良		○	○	○	
15	富田林市	3	3	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	①コントロール不良 ②中断 ④腎機能不良		○	○	○	○
16	寝屋川市	6	6	○	○	○				○	○	○	○
17	河内長野市	6	6	○	○		①コントロール不良	①コントロール不良		○	○		
18	松原市	4	4				①コントロール不良	①コントロール不良	①多剤		○	○	○
19	大東市	1	1			○	①コントロール不良				○	○	○
20	和泉市	4	4	○	○	○				○	○	○	

市町村		日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ（※１）							ポピュレーションアプローチ（※２）		
				低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者			
				低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防（糖尿）	重症化予防（生活習慣病）			健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり
21	箕面市	14	14		○	○	②中断	②中断		○	○	○	○
22	柏原市	1	1	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	
23	羽曳野市	3	3	○	○	○	①コントロール不良				○	○	○
24	門真市	5	5	○	○	○				○	○	○	
25	摂津市	2	2			○		②中断		○	○	○	
26	高石市	3	3							○	○	○	○
27	藤井寺市	1	1	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	①コントロール不良 ②中断 ⑤その他		○	○	○	
28	東大阪市	25	25	○	○	○	③フレイル併存	③フレイル併存			○	○	
29	泉南市	4	4	○	○	○		①コントロール不良		○	○	○	○
30	四條畷市	3	3	○			①コントロール不良	①コントロール不良	①多剤 ③その他	○	○	○	○
31	交野市	1	1				①コントロール不良 ③フレイル併存	④腎機能不良	③その他	○	○	○	○
32	大阪狭山市	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	
33	阪南市	4	4		○	○	①コントロール不良				○	○	
34	島本町	1	1	○	○					○	○	○	
35	豊能町	1	1	○	○	○					○		
36	能勢町	1	1		○			①コントロール不良			○	○	○
37	忠岡町	1	1		○	○		⑤その他		○	○	○	
38	熊取町	1	1	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	
39	田尻町	1	1		○	○		①コントロール不良 ②中断		○	○	○	○
40	岬町	1	1	○	○		①コントロール不良	①コントロール不良 ⑤その他	①多剤 ②睡眠	○	○		○
41	太子町	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良 ②中断		○	○	○	○
42	河南町	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	○
43	千早赤阪村	1	1	○	○	○	①コントロール不良 ②中断			○	○	○	○
合計		251	262	28	30	33	24	28	5	34	43	40	22

重症化予防（糖尿）：①コントロール不良　②中断　③フレイル併存
重症化予防（生活習慣病）：①コントロール不良　②中断　③フレイル併存　④腎機能不良未受診　⑤その他
服薬：①多剤　②睡眠薬　③その他

（２）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための広域連合の取組

取組内容		概要	令和8年度（見込み）
①	データヘルス計画実施に伴う分析事業 （令和元年度～）	市町村の健康課題の抽出等を支援するため、健康診査結果やレセプト等の分析結果を市町村へ提供	・令和7年度の健康診査結果、歯科健康診査結果、レセプト等を分析
②	ＩＣＴを活用した分かりやすい健康診査通知事業 （令和元年度～）	被保険者の主体的な健康づくりを支援するため、ICT等を活用して分かりやすく健康診査・歯科健康診査の結果を通知	・健康診査結果通知 4,000人 ・歯科健康診査結果通知 10,000人
③	高齢者のフレイル予防のための情報提供事業 （令和２年度～）	フレイル予防に関する意識を醸成するため、健康診査・歯科健康診査結果からフレイルのおそれのある対象者を抽出し情報提供書を送付	・健康診査結果通知 8,000人 ・歯科健康診査結果通知 6,000人
④	一体的実施を推進するための市町村職員研修 （令和２年度～）	一体的実施に従事する市町村職員を対象に、専門研修及びKDBシステムの活用研修を大阪府国民健康保険団体連合会と連携して開催	・１回目 令和8年8月3日 ・２回目 令和8年9月14日
⑤	一体的実施に係る医療関係団体との連携促進 （令和２年度～）	一体的実施の推進に向けて各地域医療関係団体の理解・協力を促進するため、事業の意義や医療関係団体の役割等について研修や説明会を開催	・医師会　令和8年12月3日（予定） ・歯科医師会 令和8年7月末 ・薬剤師会　令和8年5月23日
⑥	一体的実施に係る事業評価 （令和２年度～）	企画・調整担当者等連絡会議や関係機関連絡会議等を活用し、一体的実施に係る保健事業の評価を実施し市町村へ還元	・１回目　令和8年5月12日 ・２回目　令和8年10月23日（予定） ・３回目　令和9年1月（予定） ・関係機関連絡会議　令和9年12月（予定）
⑦	一体的実施に係る、企画・調整担当者等連絡会議 （令和２年度～）	一体的実施の円滑な推進に向けて、各市町村の企画・調整担当職員間の連携及び事業実施に必要な情報共有を行うとともに、有識者による技術支援を実施 市町村への効果的な支援内容の検討及び関係機関の役割の明確化を図るため連絡会議を開催	
⑧	健康寿命延伸を目指した歯科健康診査データ研究分析事業 （令和３年度～）	歯科健康診査結果及びレセプト等の分析により、口腔状態と要介護状態につながる疾病との関係等を明らかにし市町村へ提供	・歯科健康診査：平成30年度～令和7年度 ・健康診査結果：平成28年度～令和7年度 ・レセプト：平成29年度～令和7年度等を分析

令和8年度　健康診査受診状況　（4月～6月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合　計	受診率	◎参考 令和7年度 (4月～6月受診率)
1	池田市	17,261	336	16,925	2,951	0	63	3,014	17.81%	17.54%
2	藤井寺市	10,616	192	10,424	1,804	0	24	1,828	17.54%	17.27%
3	千早赤阪村	1,426	21	1,405	213	0	27	240	17.08%	14.14%
4	吹田市	54,266	974	53,292	8,849	0	162	9,011	16.91%	16.52%
5	豊能町	5,609	104	5,505	834	0	32	866	15.73%	16.32%
6	羽曳野市	19,578	473	19,105	2,735	0	80	2,815	14.73%	14.18%
7	泉大津市	10,951	189	10,762	1,452	0	43	1,495	13.89%	14.09%
8	箕面市	21,779	391	21,388	2,588	0	254	2,842	13.29%	12.94%
9	河内長野市	21,991	393	21,598	2,731	0	82	2,813	13.02%	13.09%
10	富田林市	19,794	477	19,317	2,391	0	116	2,507	12.98%	13.51%
11	柏原市	12,032	133	11,899	1,459	0	84	1,543	12.97%	12.58%
12	寝屋川市	40,296	455	39,841	4,988	0	137	5,125	12.86%	13.00%
13	高槻市	63,358	964	62,394	7,720	0	271	7,991	12.81%	12.80%
14	大阪狭山市	9,853	186	9,667	1,169	0	39	1,208	12.50%	11.78%
15	田尻町	1,209	29	1,180	117	30	0	147	12.46%	9.48%
16	八尾市	43,469	684	42,785	5,000	33	193	5,226	12.21%	12.80%
17	門真市	19,639	284	19,355	2,179	0	29	2,208	11.41%	11.70%
18	和泉市	27,448	500	26,948	2,880	0	167	3,047	11.31%	11.64%
19	大東市	19,147	260	18,887	1,981	0	123	2,104	11.14%	11.04%
20	豊中市	61,526	1,115	60,411	6,256	0	323	6,579	10.89%	10.84%
21	枚方市	68,545	984	67,561	7,002	0	309	7,311	10.82%	10.91%
22	四條畷市	9,058	211	8,847	884	0	62	946	10.69%	10.69%
23	堺市	136,817	2,642	134,175	13,397	0	949	14,346	10.69%	10.75%
24	茨木市	41,547	720	40,827	3,891	233	127	4,251	10.41%	10.26%
25	島本町	5,410	86	5,324	516	0	18	534	10.03%	10.42%
26	熊取町	7,647	148	7,499	460	234	53	747	9.96%	10.16%
27	東大阪市	77,633	1,232	76,401	7,450	0	137	7,587	9.93%	10.17%
28	忠岡町	2,733	58	2,675	246	0	7	253	9.46%	10.95%
29	高石市	9,221	169	9,052	719	80	39	838	9.26%	9.22%
30	泉佐野市	15,129	350	14,779	1,292	0	76	1,368	9.26%	9.29%
31	松原市	20,947	257	20,690	1,857	0	55	1,912	9.24%	9.25%
32	岸和田市	30,462	695	29,767	2,552	0	150	2,702	9.08%	7.90%
33	貝塚市	13,164	363	12,801	1,087	0	56	1,143	8.93%	9.32%
34	泉南市	10,406	278	10,128	788	0	112	900	8.89%	8.65%
35	交野市	13,658	215	13,443	1,095	0	91	1,186	8.82%	8.20%
36	能勢町	2,290	43	2,247	143	43	8	194	8.63%	7.48%
37	河南町	2,965	34	2,931	228	0	23	251	8.56%	22.76%
38	大阪市	360,805	8,423	352,382	27,469	0	1,118	28,587	8.11%	7.96%
39	摂津市	13,261	225	13,036	600	394	33	1,027	7.88%	7.63%
40	守口市	23,207	350	22,857	527	1,052	41	1,620	7.09%	7.40%
41	阪南市	10,412	199	10,213	548	108	62	718	7.03%	8.63%
42	太子町	2,351	27	2,324	146	0	16	162	6.97%	8.19%
43	岬町	3,574	81	3,493	164	0	47	211	6.04%	5.33%
合　計		1,362,490	25,950	1,336,540	133,358	2,207	5,838	141,403	10.58%	10.56%

※対象者数は、受診券データ抽出日（4月1日）の被保険者数から健診対象外者数を除いた数

令和8年度　歯科健康診査受診状況　（4月～6月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	受診者数	受診率	◎参考 令和7年度 （4月～6月受診率）
1	茨木市	41,547	720	40,827	4,717	11.55%	11.74%
2	箕面市	21,779	391	21,388	1,906	8.91%	8.49%
3	和泉市	27,448	500	26,948	1,913	7.10%	7.43%
4	八尾市	43,469	684	42,785	2,893	6.76%	7.36%
5	富田林市	19,794	477	19,317	1,142	5.91%	5.29%
6	泉佐野市	15,129	350	14,779	823	5.57%	5.00%
7	豊能町	5,609	104	5,505	300	5.45%	5.42%
8	吹田市	54,266	974	53,292	2,848	5.34%	5.37%
9	柏原市	12,032	133	11,899	626	5.26%	5.73%
10	藤井寺市	10,616	192	10,424	535	5.13%	5.62%
11	河内長野市	21,991	393	21,598	1,093	5.06%	5.30%
12	高石市	9,221	169	9,052	441	4.87%	4.55%
13	四條畷市	9,058	211	8,847	428	4.84%	5.07%
14	東大阪市	77,633	1,232	76,401	3,552	4.65%	5.26%
15	大阪市	360,805	8,423	352,382	16,247	4.61%	4.77%
16	摂津市	13,261	225	13,036	599	4.59%	4.37%
17	田尻町	1,209	29	1,180	53	4.49%	3.91%
18	羽曳野市	19,578	473	19,105	856	4.48%	4.57%
19	熊取町	7,647	148	7,499	326	4.35%	5.46%
20	貝塚市	13,164	363	12,801	546	4.27%	4.68%
21	守口市	23,207	350	22,857	945	4.13%	5.18%
22	大東市	19,147	260	18,887	777	4.11%	4.49%
23	高槻市	63,358	964	62,394	2,425	3.89%	4.13%
24	豊中市	61,526	1,115	60,411	2,301	3.81%	3.98%
25	寝屋川市	40,296	455	39,841	1,513	3.80%	4.61%
26	泉大津市	10,951	189	10,762	408	3.79%	3.97%
27	忠岡町	2,733	58	2,675	101	3.78%	4.82%
28	太子町	2,351	27	2,324	81	3.49%	3.41%
29	河南町	2,965	34	2,931	102	3.48%	2.92%
30	千早赤阪村	1,426	21	1,405	48	3.42%	2.96%
31	池田市	17,261	336	16,925	566	3.34%	3.52%
32	枚方市	68,545	984	67,561	2,249	3.33%	3.23%
33	泉南市	10,406	278	10,128	330	3.26%	3.12%
34	堺市	136,817	2,642	134,175	4,261	3.18%	3.34%
35	大阪狭山市	9,853	186	9,667	292	3.02%	3.57%
36	岸和田市	30,462	695	29,767	881	2.96%	3.08%
37	松原市	20,947	257	20,690	557	2.69%	2.88%
38	能勢町	2,290	43	2,247	56	2.49%	2.13%
39	交野市	13,658	215	13,443	312	2.32%	2.71%
40	阪南市	10,412	199	10,213	235	2.30%	2.10%
41	門真市	19,639	284	19,355	436	2.25%	2.64%
42	島本町	5,410	86	5,324	108	2.03%	5.78%
43	岬町	3,574	81	3,493	39	1.12%	1.30%
		1,362,490	25,950	1,336,540	60,867	4.55%	4.77%

※対象者数は、受診券用データ抽出日（4月1日）の実数から対象外者数を除いた数

令和7年度　健康診査受診状況　（4月～3月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合　計	受診率	◎参考 令和6年度 受診率
1	豊能町	5,428	97	5,331	2,692	0	62	2,754	51.66%	56.15%
2	池田市	16,916	317	16,599	7,321	0	126	7,447	44.86%	45.67%
3	藤井寺市	10,479	183	10,296	4,244	0	94	4,338	42.13%	41.04%
4	吹田市	52,894	918	51,976	18,183	0	435	18,618	35.82%	36.03%
5	和泉市	26,616	438	26,178	8,767	0	563	9,330	35.64%	35.70%
6	河南町	2,955	42	2,913	571	389	45	1,005	34.50%	34.31%
7	高槻市	62,298	913	61,385	20,371	0	796	21,167	34.48%	34.09%
8	羽曳野市	19,216	448	18,768	6,108	0	270	6,378	33.98%	34.97%
9	河内長野市	21,472	345	21,127	6,643	0	295	6,938	32.84%	33.12%
10	大阪狭山市	9,711	169	9,542	2,970	0	99	3,069	32.16%	32.12%
11	千早赤阪村	1,408	22	1,386	402	0	39	441	31.82%	36.52%
12	富田林市	19,289	453	18,836	5,356	0	403	5,759	30.57%	30.84%
13	八尾市	42,817	635	42,182	11,992	368	535	12,895	30.57%	29.78%
14	箕面市	21,312	395	20,917	5,514	0	871	6,385	30.53%	31.41%
15	太子町	2,289	31	2,258	608	0	57	665	29.45%	29.77%
16	柏原市	11,776	127	11,649	3,180	0	227	3,407	29.25%	29.85%
17	田尻町	1,184	34	1,150	253	79	2	334	29.04%	27.80%
18	泉大津市	10,741	191	10,550	2,948	0	85	3,033	28.75%	29.39%
19	寝屋川市	39,501	432	39,069	10,730	0	402	11,132	28.49%	30.04%
20	茨木市	40,607	666	39,941	9,967	912	279	11,158	27.94%	27.96%
21	門真市	19,475	282	19,193	5,155	0	69	5,224	27.22%	27.94%
22	島本町	5,240	66	5,174	1,326	0	61	1,387	26.81%	27.48%
23	枚方市	66,800	894	65,906	16,697	0	916	17,613	26.72%	26.09%
24	能勢町	2,242	36	2,206	306	221	31	558	25.29%	27.23%
25	熊取町	7,375	138	7,237	1,105	542	183	1,830	25.29%	24.08%
26	大東市	18,958	245	18,713	4,349	0	348	4,697	25.10%	25.15%
27	泉佐野市	14,850	334	14,516	3,236	120	182	3,538	24.37%	23.06%
28	四條畷市	8,868	193	8,675	1,933	0	165	2,098	24.18%	24.02%
29	堺市	134,686	2,480	132,206	28,293	0	2,786	31,079	23.51%	23.72%
30	交野市	13,453	214	13,239	2,841	0	241	3,082	23.28%	22.44%
31	泉南市	10,197	271	9,926	1,936	0	367	2,303	23.20%	22.77%
32	高石市	9,129	167	8,962	1,568	337	158	2,063	23.02%	24.24%
33	貝塚市	12,965	338	12,627	2,672	0	144	2,816	22.30%	22.53%
34	豊中市	60,811	1,082	59,729	12,429	0	869	13,298	22.26%	22.50%
35	忠岡町	2,730	54	2,676	567	0	25	592	22.12%	23.55%
36	東大阪市	76,566	1,151	75,415	15,807	0	391	16,198	21.48%	22.08%
37	岸和田市	29,825	614	29,211	5,499	0	509	6,008	20.57%	21.90%
38	松原市	20,800	230	20,570	4,082	0	142	4,224	20.53%	20.67%
39	摂津市	12,968	210	12,758	1,310	1,142	68	2,520	19.75%	20.59%
40	阪南市	10,156	184	9,972	1,207	283	201	1,691	16.96%	15.86%
41	大阪市	356,028	7,918	348,110	53,535	1,775	2,900	58,210	16.72%	16.73%
42	守口市	23,144	316	22,828	1,335	2,321	125	3,781	16.56%	17.00%
43	岬町	3,523	69	3,454	288	133	130	551	15.95%	16.39%
合　計		1,339,698	24,342	1,315,356	296,296	8,622	16,696	321,614	24.45%	24.58%

※対象者数は、受診券データ抽出日（4月1日）の被保険者数から健診対象外者数を除いた数

令和7年度　歯科健康診査受診状況　（4月～3月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	受診者数	受診率	◎参考 令和6年度 受診率
1	茨木市	40,607	666	39,941	9,877	24.73%	25.17%
2	箕面市	21,312	395	20,917	4,793	22.91%	22.79%
3	和泉市	26,616	438	26,178	5,208	19.89%	20.51%
4	豊能町	5,428	97	5,331	1,047	19.64%	20.69%
5	八尾市	42,817	635	42,182	8,167	19.36%	19.49%
6	藤井寺市	10,479	183	10,296	1,795	17.43%	19.38%
7	河内長野市	21,472	345	21,127	3,630	17.18%	18.25%
8	吹田市	52,894	918	51,976	8,734	16.80%	17.69%
9	富田林市	19,289	453	18,836	3,024	16.05%	15.45%
10	泉佐野市	14,850	334	14,516	2,234	15.39%	15.98%
11	柏原市	11,776	127	11,649	1,789	15.36%	15.03%
12	島本町	5,240	66	5,174	793	15.33%	15.79%
13	摂津市	12,968	210	12,758	1,841	14.43%	13.94%
14	千早赤阪村	1,408	22	1,386	199	14.36%	14.15%
15	羽曳野市	19,216	448	18,768	2,686	14.31%	14.87%
16	貝塚市	12,965	338	12,627	1,802	14.27%	13.70%
17	東大阪市	76,566	1,151	75,415	10,616	14.08%	15.01%
18	寝屋川市	39,501	432	39,069	5,475	14.01%	14.79%
19	守口市	23,144	316	22,828	3,094	13.55%	13.86%
20	高石市	9,129	167	8,962	1,214	13.55%	14.31%
21	熊取町	7,375	138	7,237	975	13.47%	12.77%
22	田尻町	1,184	34	1,150	153	13.30%	16.23%
23	四條畷市	8,868	193	8,675	1,148	13.23%	13.93%
24	泉大津市	10,741	191	10,550	1,324	12.55%	14.12%
25	大東市	18,958	245	18,713	2,248	12.01%	12.77%
26	忠岡町	2,730	54	2,676	317	11.85%	14.30%
27	大阪市	356,028	7,918	348,110	40,374	11.60%	11.80%
28	高槻市	62,298	913	61,385	7,064	11.51%	12.07%
29	池田市	16,916	317	16,599	1,840	11.09%	11.61%
30	豊中市	60,811	1,082	59,729	6,466	10.83%	11.61%
31	大阪狭山市	9,711	169	9,542	1,030	10.79%	11.64%
32	枚方市	66,800	894	65,906	7,019	10.65%	10.49%
33	河南町	2,955	42	2,913	301	10.33%	11.25%
34	岸和田市	29,825	614	29,211	2,893	9.90%	10.49%
35	泉南市	10,197	271	9,926	971	9.78%	9.76%
36	門真市	19,475	282	19,193	1,869	9.74%	11.10%
37	太子町	2,289	31	2,258	219	9.70%	8.73%
38	能勢町	2,242	36	2,206	204	9.25%	11.91%
39	堺市	134,686	2,480	132,206	11,887	8.99%	9.81%
40	松原市	20,800	230	20,570	1,846	8.97%	9.71%
41	交野市	13,453	214	13,239	1,001	7.56%	8.63%
42	阪南市	10,156	184	9,972	603	6.05%	7.28%
43	岬町	3,523	69	3,454	144	4.17%	4.36%
合　　計		1,339,698	24,342	1,315,356	169,914	12.92%	13.39%

※対象者数は、受診券用データ抽出日（4月1日）の実数から対象外者数を除いた数

（資料２－１）

大阪府後期高齢者医療広域連合第４次広域計画の改定について

■広域計画について

広域計画は、地方自治法第291条の７の規定に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に処理するために作成するもの。

○地方自治法第291条の７
１　広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
２　広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
３　広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
４　広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

また、広域連合規約第５条には、広域計画に記載すべき内容として次の項目を明記している。

（１）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
（２）広域計画の期間及び改定に関すること。

■広域計画の期間及び改定について

現行の第４次広域計画では「第４次広域計画の期間は、令和４年度からの５年間とし、その後、５年を単位に改定します。」と規定しているため、令和９年度からの第５次広域計画を今年度中に作成する必要がある。

（参考）広域連合設立以来、次のとおり５年単位で計画を作成。

第１次広域計画	平成１９年度～平成２３年度
第２次広域計画	平成２４年度～平成２８年度
第３次広域計画	平成２９年度～令和　３年度
第４次広域計画	令和　４年度～令和　８年度

■広域計画の改定スケジュール（案）について

年	月	取 組 内 容
R8	9	素 案　○改定素案の作成
	10	○高齢者医療懇談会に「改定素案」提示 ○関係市町村及び広域連合議員に「改定素案」提示
	11	パブリックコメント　**◆改定素案を基にパブリックコメントを実施**
	12	○パブリックコメントの意見集約 （意見集約後に公表）
R9	1	改定案　○「改定案」の作成
	2	提示と《議決》　○高齢者医療懇談会、関係市町村に「改定案」提示 **■『広域連合議会』において「改定案」の議決**
	3	公表　**○公表及び各関係機関等への送付・提出**

現行（第４次計画）

Ⅰ　広域計画の趣旨

後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の一環として、平成２０年４月にスタートしました。

同制度は、都道府県ごとに、すべての市町村で組織する広域連合が運営しています。広域計画は、地方自治法第 291 条の７の規定に基づき、広域連合及び関係市町村が後期高齢者医療制度に関する事務処理を総合的かつ計画的に処理するために作成するものです。

大阪府においては、平成１９年１月に大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し、下記のとおり広域計画を作成して、国及び大阪府の指導のもと、関係市町村と連携協力し、円滑に事業を進めてまいりました。

第１次広域計画　平成１９年度～平成２３年度
第２次広域計画　平成２４年度～平成２８年度
第３次広域計画　平成２９年度～令和　３年度

この度、現在の広域計画の期間が、令和３年度で満了となることに伴い、引き続き、広域連合と関係市町村が連携協力して、安定的な事業運営を行っていくため、令和４年度から令和８年度までの５年間の、第４次広域計画を作成するものです。

第４次広域計画には、広域連合規約第５条の規定により、次の項目について記載します。

（１）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
（２）広域計画の期間及び改定に関すること

新（第５次計画）

Ⅰ　広域計画の趣旨

後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の一環として、平成２０年４月からスタートしました。

同制度は、都道府県ごとに、すべての市町村で組織する広域連合が運営しています。広域計画は、地方自治法第 291 条の７の規定に基づき、広域連合及び関係市町村が後期高齢者医療制度に関する事務処理を、総合的かつ計画的に処理するために作成するものです。

大阪府においては、平成１９年１月に大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し、下記のとおり広域計画を作成して、国及び大阪府の指導のもと、関係市町村と連携協力し、円滑に事業を進めてまいりました。

第１次広域計画　　平成１９年度～平成２３年度
第２次広域計画　　平成２４年度～平成２８年度
第３次広域計画　　平成２９年度～令和　３年度
第４次広域計画　　令和　４年度～令和　８年度

この度、現在の広域計画の期間が、令和８年度で満了となることに伴い、引き続き、広域連合と関係市町村が連携協力して、安定的な事業運営を行っていくため、令和９年度から令和１３年度までの５年間の、第５次広域計画を作成するものです。

第５次広域計画には、広域連合規約第５条の規定により、次の項目について記載します。

（１）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
（２）広域計画の期間及び改定に関すること

現行（第４次計画）

Ⅱ 後期高齢者医療制度の現状と課題

令和３年４月現在の日本の総人口は１億 2,541 万人、そのうち 75 歳以上人口は 1,870 万人（14.9%）です。今後も総人口及び現役世代人口は減少するとともに高齢者人口は増加を続け、団塊の世代が 75 歳以上となる令和４～7 年（2022～2025 年）には後期高齢者医療費の急増が懸念されています。

国においては、全ての世代の方々が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向け、負担のあり方の見直しなどを含めた総合的な検討を進めるとしています。（「経済財政運営と改革の基本方針 2021」）

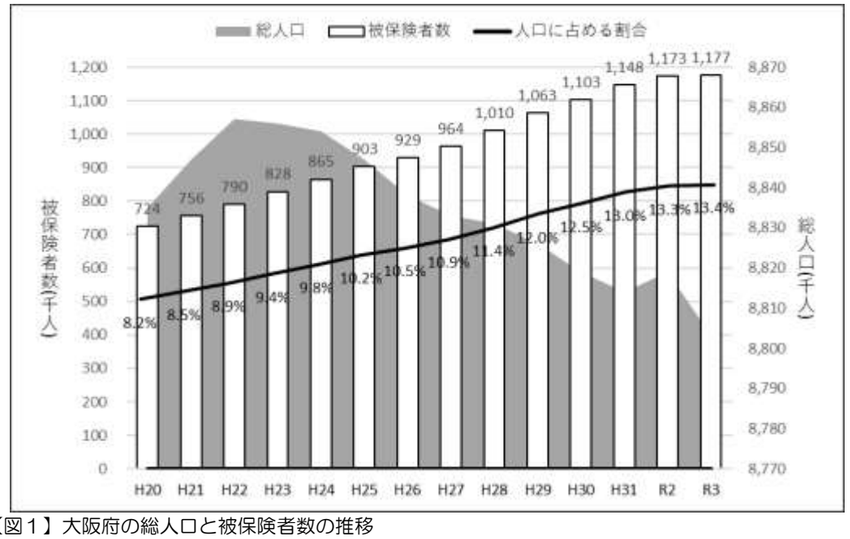
広域連合は、国の動向を注視しつつ、被保険者が安心して医療を受けられ、地域で健康的な生活を送れるよう、制度の運営主体としての役割を果たしていく必要があります。

≪大阪府の現況及び広域連合における主な取組状況≫

（１）被保険者数の推移

後期高齢者医療制度では、75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある方が被保険者となります。大阪府における被保険者数は、令和３年４月現在で 117 万７千人であり、制度施行時の平成 20 年と比較して約 1.6 倍に増加しています。

また、大阪府の総人口に占める被保険者の割合は 13.4%と、平成 20 年から同じく 1.6 倍に上昇しています。（図１）



【図１】大阪府の総人口と被保険者数の推移
※総人口（大阪府ホームページ「大阪府毎月推計人口」より）は各年４月１日現在、被保険者数は各年４月末日現在。

新（第５次計画）

Ⅱ 後期高齢者医療制度の現状と課題

令和８年４月現在の日本の総人口は１億 2,２８６万人、そのうち 75 歳以上人口は 2,151 万人（１７.５%）です。今後も総人口及び現役世代人口は減少するとともに高齢者人口は増加を続ける見込みであり、令和４～7 年（2022～2025 年）にかけて団塊の世代が 75 歳以上となり、後期高齢者医療制度の被保険者数が大きく増加した後も、当面は被保険者の増加が続く見込みです。

国においては、国民皆保険を堅持し、年齢に関わらず能力に応じて公平に負担し合い、必要な方に必要なサービスが適切に提供される全世代型社会保障を構築するとしています。（「経済財政運営と改革の基本方針 2026」）

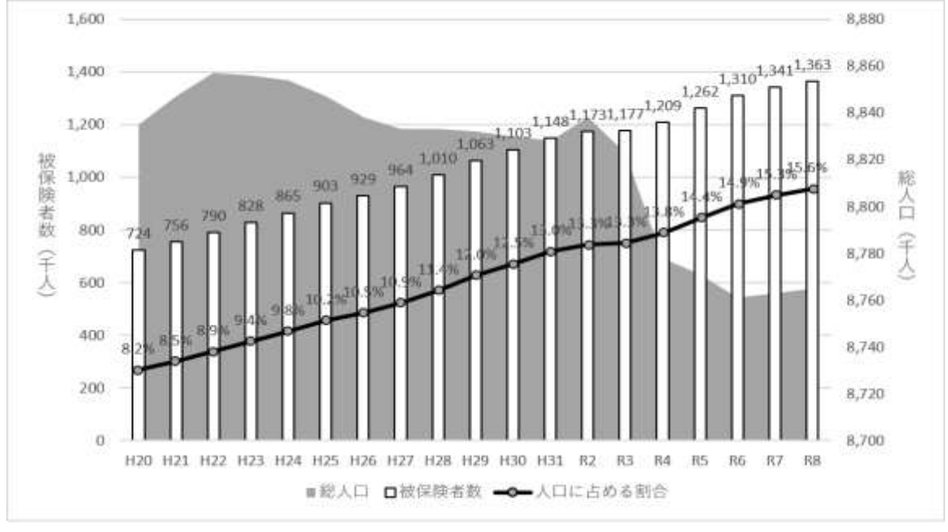
広域連合は、国の動向を注視しつつ、被保険者が安心して医療を受けられ、地域で健康的な生活を送れるよう、制度の運営主体としてその役割を果たしていく必要があります。

≪大阪府の現況及び広域連合における主な取組状況≫

（１）被保険者数の推移

後期高齢者医療制度では、75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある方が被保険者となります。大阪府における被保険者数は、令和８年４月末現在で１３６万３千人であり、制度施行当初の平成 20 年と比較して 1.9 倍に増加しています。

また、総人口に占める後期高齢者の割合は 15.6%と、平成 20 年から大幅に上昇しています。（図１）



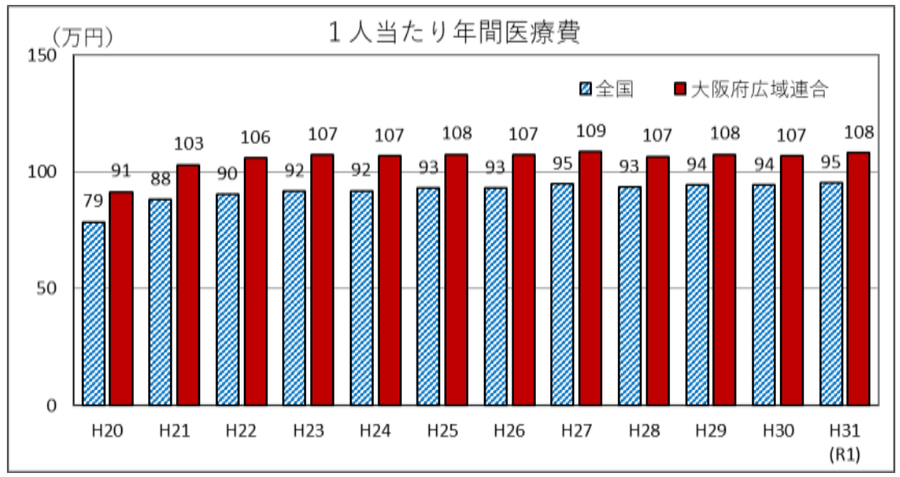
【図１】大阪府の総人口と被保険者数の推移
※総人口（大阪府ホームページ「大阪府毎月推計人口」より）は各年４月１日現在、被保険者数は各年４月末日現在。

現行（第４次計画）

（２）医療費の状況

大阪府における後期高齢者の１人当たり年間医療費は100万円を超えており、全国でも高い水準にあります。（図２）

今後、被保険者の増加に伴い医療費のさらなる増大が見込まれるため、引き続き医療費適正化や高齢者の健康増進に積極的に取り組む必要があります。



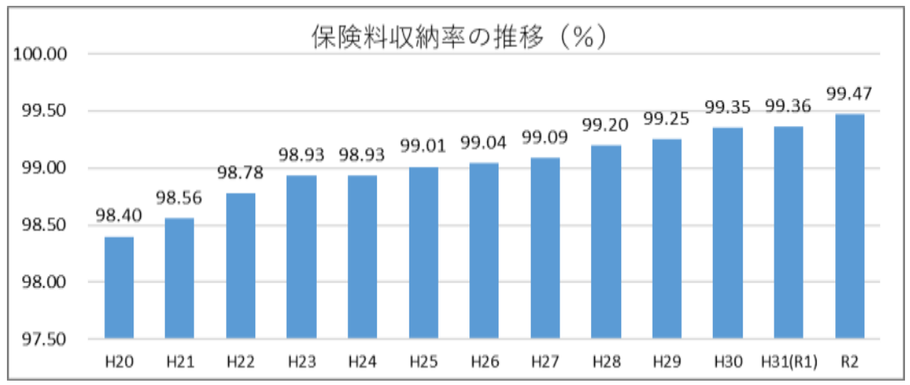
【図２】１人当たり年間医療費の推移

※厚生労働省医療保険データベース「後期高齢者医療事業状況報告」による。

※各年度は、３月診療分から翌年２月診療分までの 12 ヵ月実績。

（３）保険料の収納状況

保険料の収納確保は、負担の公平性担保及び適正な制度運営に欠かせない重要課題です。広域連合では毎年度、収納対策実施計画を策定し、具体的な目標や取組内容を定めて着実な収納確保に努めています。制度発足以来、収納率は毎年度上昇傾向にあります（図３）が、今後も向上・維持するよう継続した取組が必要です。



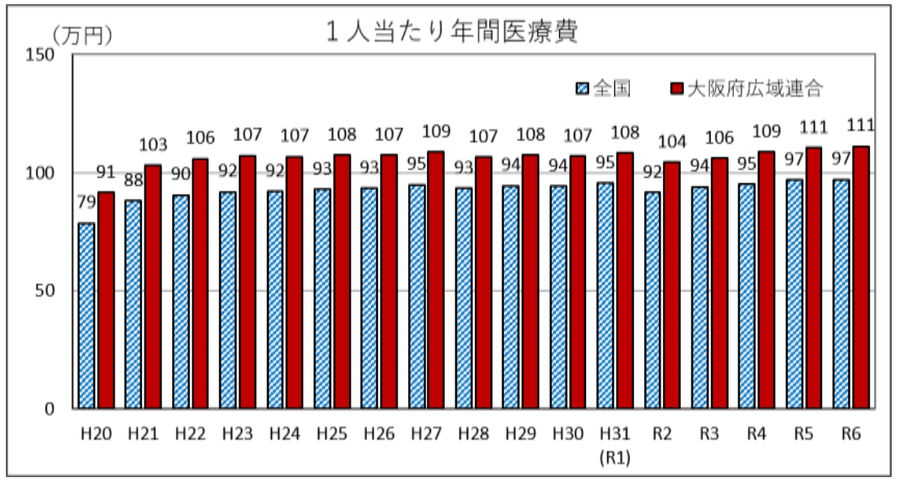
【図３】保険料収納率の推移

新（第５次計画）

（２）医療費の状況

大阪府における後期高齢者の１人当たり年間医療費は100万円を超えており、全国でも高い水準にあります。（図２）

今後、被保険者の増加に伴い医療費のさらなる増大が見込まれるため、引き続き医療費適正化や高齢者の健康増進に積極的に取り組む必要があります。



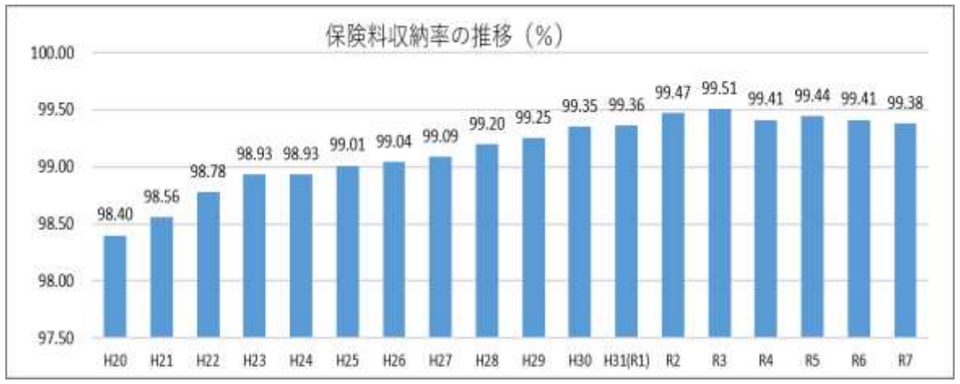
【図２】１人当たり年間医療費の推移

※厚生労働省医療保険データベース「後期高齢者医療事業状況報告」による。

※各年度は、３月診療分から翌年２月診療分までの 12 ヵ月実績。

（３）保険料の収納状況

保険料の収納確保は、負担の公平性担保及び適正な制度運営に欠かせない重要課題です。広域連合では毎年度、収納対策実施計画を策定し、具体的な目標や取組内容を定めて着実な収納確保に努めています。制度発足以来、収納率は毎年度上昇傾向を続け、令和３年度には９９．51％となりましたが、その後はわずかに下降しています。（図３）引き続き収納率が向上するよう継続した取組が必要です。



現行（第４次計画）

（４）高齢者保健事業の実施状況

人生 100 年時代を見据え、高齢者ができるだけ長く自立し充実した生活を送ることができるよう、高齢者の健康保持増進の取組はますます重要となっています。広域連合では、保健事業実施計画※（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、市町村における介護予防事業等との一体的な実施など、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な事業実施に努めています。

※「保健事業実施計画（データヘルス計画）」

各種保健医療関連統計資料、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報、その他の健康や医療に関する情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定する事業計画。

第１期データヘルス計画　　平成２７年度～平成２９年度
第２期データヘルス計画　　平成３０年度～令和　５年度
第３期データヘルス計画　　令和　６年度～令和１１年度

（５）まとめ

第 4 次計画期間は、上記のように第 3 次計画時より被保険者数や総人口に占める後期高齢者の割合はさらに増加し、厳しい状況にあります。

一方で、1 人当たりの医療費はいまだ全国に比較して高い傾向にあるものの、大きく上昇することなく横ばいで推移し、保険料の収納率は上昇傾向であるなど一定の成果を得ていることから、第 4 次計画においては前計画の趣旨を踏まえつつ、さらなる取組強化に努めます。

新（第５次計画）

【図３】保険料収納率の推移

（４）高齢者保健事業の実施状況

人生 100 年時代を見据え、高齢者ができるだけ長く自立し充実した生活を送ることができるよう、高齢者の健康保持増進の取組はますます重要となっています。広域連合では、保健事業実施計画※（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、市町村における介護予防事業等との一体的な実施など、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な事業実施に努めています。

令和８年度には第３期データヘルス計画の中間評価・見直しを行います。

※「保健事業実施計画（データヘルス計画）」

各種保健医療関連統計資料、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報、その他の健康や医療に関する情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定する事業計画。

第１期データヘルス計画　　平成２７年度～平成２９年度
第２期データヘルス計画　　平成３０年度～令和　５年度
第３期データヘルス計画　　令和　６年度～令和１１年度

（５）まとめ

第 5 次計画期間は、上記のように第 4 次計画時より被保険者数や総人口に占める後期高齢者の割合はさらに増加し、厳しい状況にあります。

加えて、１人当たりの医療費は令和２・３年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、令和４年度にコロナ禍前の水準に戻って以降、微増傾向で推移しており、保険料の収納率については下降傾向となっていることから、第５次計画期間においては、さらなる取組強化が必要です。

現行（第４次計画）

Ⅲ 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

１ 基本方針

後期高齢者が安心して医療を受けるとともに地域で健康的な生活を送れるように、制度を安定的かつ円滑に運営するため、次の基本方針を定めます。

〇関係市町村との連携の強化
後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となりますが、窓口業務など一部の事務は関係市町村が実施します。関係市町村とより緊密な連携を図り、一層円滑な事業運営に努めます。

〇医療費の適正化の推進
医療費の増大が続く中、適切で効率的な医療を持続的に提供するには、医療費の適正化が最重要課題であり、適正化に向けた取組みを積極的に推進します。

〇高齢者保健事業の推進
高齢者の健康寿命の延伸に向けて、データヘルス計画に基づき、健康診査をはじめとした各種の保健事業を着実に推進します。
また、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かで効果的な事業とするため、関係市町村との連携のもと、市町村が実施する国民健康保険保健事業や介護保険の地域支援事業、健康増進事業等と一体的に実施されるよう取り組みます。

〇財政運営の安定化
効率的で安定した財政運営を図るため、予算編成等においては、事務事業の見直しを徹底し、最小限の経費で最大限の効果が上がるよう努めるとともに、保険料収入の確保及び適正な債権管理に取り組みます。

〇住民意見の反映と住民サービスの確保
被保険者をはじめ広く住民の意見を聴取し、制度運営に反映するよう努めるとともに、関係市町村との連携のもと、住民サービスの確保を図ります。

〇個人情報の適正管理
制度運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報、課税情報及び医療情報のやりとりが不可欠です。個人情報保護規定やセキュリティポリシーに則り、個人情報の取扱いを厳格に管理します。

新（第５次計画）

Ⅲ 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

１ 基本方針

後期高齢者が安心して医療を受けるとともに地域で健康的な生活を送れるように、制度を安定的かつ円滑に運営するため、次の基本方針を定めます。

〇関係市町村との連携の強化
後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となりますが、窓口業務など一部の事務は関係市町村が実施します。関係市町村とより緊密な連携を図り、一層円滑な事業運営に努めます。

〇医療費の適正化の推進
医療費の増大が続く中、適切で効率的な医療を持続的に提供するには、医療費の適正化が最重要課題であり、適正化に向けた取組みを積極的に推進します。

〇高齢者保健事業の推進
高齢者の健康寿命の延伸に向けて、データヘルス計画に基づき、健康診査をはじめとした各種の保健事業を着実に推進します。
また、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かで効果的な事業とするため、関係市町村との連携のもと、市町村が実施する国民健康保険保健事業や介護保険の地域支援事業、健康増進事業等と一体的に実施されるよう取り組みます。

〇財政運営の安定化
効率的で安定した財政運営を図るため、予算編成等においては、事務事業の見直しを徹底し、最小限の経費で最大限の効果が上がるよう努めるとともに、保険料収入の確保及び債権管理に取り組みます。

〇住民意見の反映と住民サービスの確保
被保険者をはじめ広く住民の意見を聴取し、制度運営に反映するよう努めるとともに、関係市町村との連携のもと、住民サービスの確保を図ります。

〇個人情報の適正管理
制度運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報、課税情報及び医療情報のやりとりが不可欠です。個人情報保護規定やセキュリティポリシーに則り、個人情報の取扱いを厳格に管理します。

現行（第４次計画）

２ 事業計画

（１）被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、被保険者の資格の取得、喪失など異動の届出等の受付事務を行い、広域連合に送付します。

広域連合は、提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格を管理するとともに、資格情報のお知らせ、資格確認書等を被保険者に対して交付します。また、被保険者、医療機関等がオンライン資格確認システム上で医療保険資格情報等を滞りなく閲覧できるよう、被保険者情報の提供を適切に行います。

一部負担金の負担割合の変更や広域外転出者等に係る旧資格確認書等については、回収に努めます。

（２）医療給付に関すること

関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第５６条に規定する後期高齢者医療給付に関して、療養費、高額療養費等の支給申請等の受付事務を行い、申請等に関する情報を広域連合に送付します。

広域連合は、申請に対する支給決定等を行うとともに、給付情報を一元的に管理します。

また、後期高齢者医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管、医療費通知の実施、重複・頻回受診訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為求償、不正・不当利得への対応は、広域連合の責任において行います。

（３）保険料の賦課徴収に関すること

関係市町村が保有する被保険者に係る課税情報をもとに、広域連合が保険料を賦課（軽減判定及び減免決定も含む。）します。なお、保険料率は、広域連合の区域内均一とし、概ね２年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものとします。

関係市町村は、保険料徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務並びに滞納整理を行います。

保険料の収納確保は、負担の公平性の観点及び適正な制度運営の根幹にかかわる重要課題です。関係市町村は、収納率の向上に努めるとともに、広域連合は、収納対策実施計画の策定や収納担当者会議の開催のほか、大阪府とともに、必要に応じて関係市町村の取組みを支援し、保険料の収納確保に努めます。

新（第５次計画）

２ 事業計画

（１）被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、被保険者の資格の取得、喪失など異動の届出等の受付事務を行い、広域連合に送付します。

広域連合は、提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格を管理するとともに、資格情報のお知らせ、資格確認書等を被保険者に対して交付します。また、被保険者、医療機関等がオンライン資格確認システム上で医療保険資格情報等を滞りなく閲覧できるよう、被保険者情報の提供を適切に行います。

一部負担金の負担割合の変更や広域外転出者等に係る旧資格確認書等については、回収に努めます。

（２）医療給付に関すること

関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第５６条に規定する後期高齢者医療給付に関して、療養費、高額療養費等の支給申請等の受付事務を行い、申請等に関する情報を広域連合に送付します。

広域連合は、申請に対する支給決定等を行うとともに、給付情報を一元的に管理します。

また、後期高齢者医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管、医療費通知の実施、重複・頻回受診訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為求償、不正・不当利得への対応は、広域連合の責任において行います。

（３）保険料の賦課徴収に関すること

関係市町村が保有する被保険者に係る課税情報をもとに、広域連合が保険料を賦課（軽減判定及び減免決定も含む。）します。なお、保険料率は、広域連合の区域内均一とし、概ね２年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものとします。

関係市町村は、保険料徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務並びに滞納整理を行います。

保険料の収納確保は、負担の公平性の観点及び適正な制度運営の根幹にかかわる重要課題です。関係市町村は、収納率の向上に努めるとともに、広域連合は、収納対策実施計画の策定や収納担当者会議の開催のほか、大阪府とともに、関係市町村の取組みを支援し、保険料の収納確保に努めます。

現行（第４次計画）

（４）保健事業に関すること

広域連合は、厚生労働大臣の示す指針を踏まえ、関係市町村や医療機関等と連携しつつ、データヘルス計画に基づき、後期高齢者医療の状況を把握し、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報等を活用して、被保険者の健康の保持増進のため効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、広域連合は、関係市町村に保健事業の実施を委託し、現状分析や情報共有、関係機関との調整などの各種支援を行います。

関係市町村は、広域連合から上記委託を受けた場合、各地域特性に合わせた効果的・効率的な保健事業の基本的な方針を定め、国民健康保険、介護保険、健康づくり等の関係部局と相互に連携して事業を実施します。

（５）その他後期高齢者医療制度に関する事務

関係市町村は、（１）から（４）に付随する窓口事務等を行います。

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応については、広域連合と関係市町村が緊密に連携して対応します。

また、住民に対する制度内容の周知・啓発については、各種広報媒体やホームページ、パンフレット等を活用し、広域連合と関係市町村が連携協力して行います。

Ⅳ 計画期間及び改定

第４次広域計画の期間は、令和４年度からの５年間とし、その後、５年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

新（第５次計画）

（４）保健事業に関すること

広域連合は、厚生労働大臣の示す指針を踏まえ、関係市町村や医療機関等と連携しつつ、データヘルス計画に基づき、後期高齢者医療の状況を把握し、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報等を活用して、被保険者の健康の保持増進のため効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、広域連合は、関係市町村に保健事業の実施を委託し、現状分析や情報共有、関係機関との調整などの各種支援を行います。

関係市町村は、広域連合から上記委託を受けた場合、各地域特性に合わせた効果的・効率的な保健事業の基本的な方針を定め、国民健康保険、介護保険、健康づくり等の関係部局と相互に連携して事業を実施します。

（５）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

関係市町村は、（１）から（４）に付随する窓口事務等を行います。

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応については、広域連合と関係市町村が緊密に連携して対応します。

また、住民に対する制度内容の周知・啓発については、各種広報媒体やホームページ、パンフレット等を活用し、広域連合と関係市町村が連携協力して行います。

Ⅳ 計画期間及び改定

第５次広域計画の期間は、令和９年度からの５年間とし、その後、５年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

（資料３）

第３期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価・見直しについて

１　計画策定の背景と経過

- 後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条第１項の規定により、健康教育、健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行うように努めなければならないとされている。
- 近年、健康診査の結果や診療報酬明細書（レセプト）等の電子化、国保データベースシステム（ＫＤＢシステム）の整備等により、保険者が被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価を実施することが可能になり、平成 25 年６月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、保険者はデータ分析に基づく被保険者の健康保持増進のために事業計画を策定し、それを活用した保健事業を推進することとされた。
- 本広域連合においては、厚生労働省が策定した「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する方針」（平成 26 年３月 31 日）を踏まえ、健康･医療情報を活用しＰＤＣＡサイクル（計画－実施－評価－改善）に沿った効果的かつ効率的な事業を推進するため、平成 27 年３月に第１期データヘルス計画、平成 30 年６月に令和５年度までを計画期間とした第２期データヘルス計画、令和６年３月に令和 11 年度までを計画期間とした第３期データヘルス計画を策定し、保健事業等を実施している。

２　第３期計画の概要

- 本広域連合の第３期計画は、国が標準化を推進する観点から提示した「標準的な計画様式」及び「共通の評価指標」を採用し、策定している。
- 別紙１参照

３　中間評価・見直しの目的・意義

- 中間評価は、保健事業の実施によって健康課題が解決に向かっているのか否かを期の途中で確認し、保健事業全体を見直す良い機会である。
- 健康課題や保健事業全体の目的・目標を振り返り、方向性を確認するとともに、第３期計画において設定した評価指標に基づき、目標達成度を評価することにより、中間地点における計画の進捗確認を行う。また評価を踏まえ、必要に応じて後半３年間の評価指標や目標値、事業計画の見直しを行う。

４　今後の対応

（１） 第３期データヘルス計画前半の保健事業の進捗把握・評価

- 保健事業について、過去３年間の実績を確認し、目標値に対する達成度を把握する。特に、優先すべき健康課題に紐づく保健事業については、優先的に把握、評価する。

（２） 第３期データヘルス計画後半における事業計画の見直しを検討（素案の作成）

- 実績値を評価した結果、目標値と乖離がある場合には、その背景や要因を検討する。事業の進捗や成果が芳しくない場合は、 事業の効果的な実施方法・実施体制を見直す。
- 事業の進捗状況や内容に応じて、より適切な目標値や評価指標への見直しの必要性を検討する。

（３） 第３期データヘルス計画の見直し

- 関係機関連絡会議における有識者による専門的助言及び関係者からの意見聴取を経て、パブリックコメントを実施し、必要な修正を行う。

５　中間評価・見直しスケジュール

- 別紙２参照

第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）の概要

別紙１

１ 基本事項

計画策定の目的

- 被保険者ができる限り長く在宅で自立した生活を送ることができるよう、生活習慣病の重症化予防や心身機能の低下防止のための効果的な保健事業を実施し、健康寿命の延伸及びその結果として医療費の適正化を図ることを目指して策定します。

計画期間

- 令和６年度～令和11年度までの６年間とし、令和８年度に中間評価及び見直しを行います。



実施体制

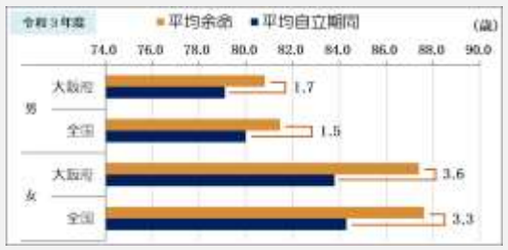
- 計画の推進には、市町村・関係機関・医療関係団体等との連携が不可欠であり、計画の趣旨や内容の周知、連携の強化、協力体制づくりを進めます。
- 広域連合は、住民に身近な市町村に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る保健事業を委託し、現状分析や情報共有、関係機関との調整などの各種支援を行います。
- 市町村は、地域特性に応じた効果的な保健事業の基本的方針を定め、国民健康保険・介護予防・健康づくり等の関係部局と連携して保健事業を実施します。

２ 現状分析

1.平均余命・平均自立期間

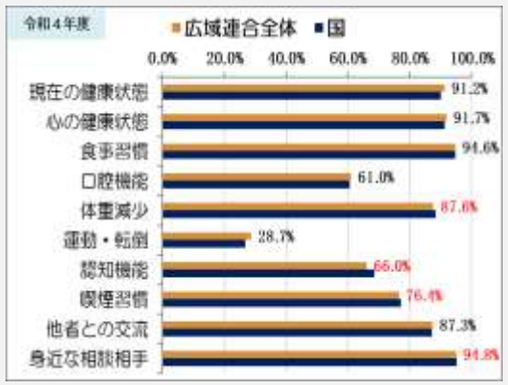
【全国平均との比較】

- 日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味する“平均余命と平均自立期間の差”が男女とも全国平均よりも長くなっている。



【後期高齢者の質問票の状況】

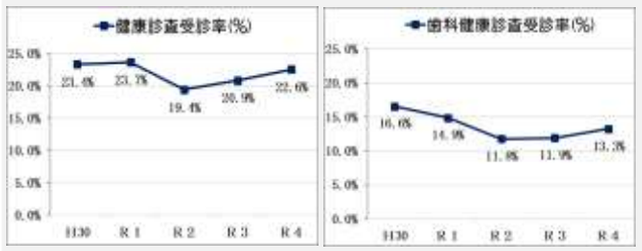
- 体重減少、認知機能、喫煙習慣、身近な相談相手の項目で適正者の割合が全国平均を下回っている。



2.健康診査・歯科健康診査の分析

【受診率の推移】

- 健康診査受診率、歯科健康診査受診率ともに、コロナ禍により令和2年度に急減し、以降は増加傾向にあるが、コロナ禍前の水準にまでは回復していない。



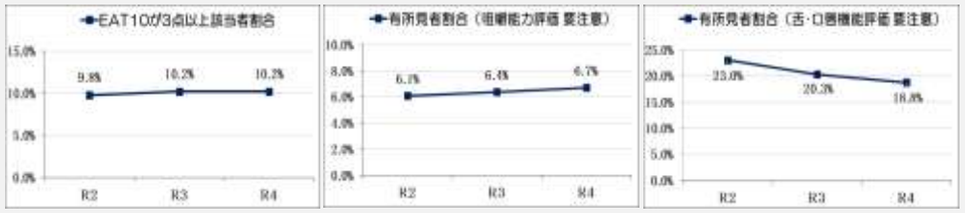
【健康診査結果の国との比較】

- 血圧のリスクありの割合は、全国平均を1.5pt上回っている。市町村別にみると最も高い市町村と最も低い市町村の差は21.0ptである。



【歯科健康診査結果】

- EAT10が3点以上（嚥下機能低下の疑い）の割合は、令和2年度から令和4年度にかけて0.4pt増加し、咀嚼能力評価が要注意の割合は0.6pt増加している。一方、舌・口唇機能評価が要注意の割合は4.2pt減少している。



【健康状態不明者】

- 健診受診なし、レセプトなし、要介護認定なしの者は広域連合全体で21,402人（1.7%）存在する。

3.医療関係の分析

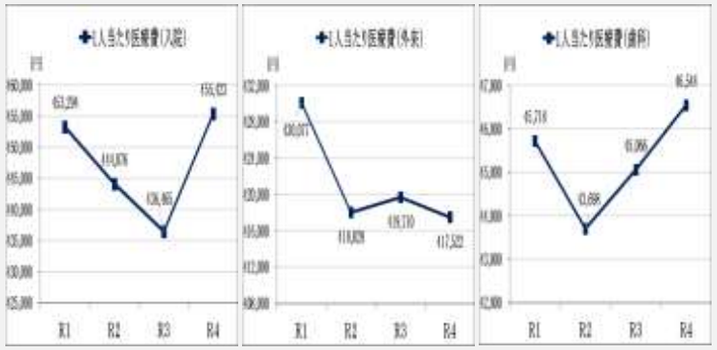
【全国平均との比較】

- 被保険者１人当たりの医療費を全国と比較すると、入院で1.12倍、外来で1.10倍、歯科で1.40倍と、全国平均を上回っており、特に歯科医療費において高くなっている。



【医療費の推移】

- 被保険者１人当たりの医療費は、令和元年度に比べて令和2・3年度はコロナ禍の影響で減少したが、令和4年度については、外来医療費は引き続き減少傾向にあり、入院・歯科医療費は増加傾向にある。



【医療費適正化の状況】

ジェネリック医薬品の使用割合

- 平成30年度からの4年間で6.2pt増加し、令和3年度は74.9%となったが、国の目標値（80%）の達成には至っていない。



受診行動や医薬品の状況

- 重複投薬・多剤投薬・重複受診・頻回受診等の患者が一定存在する。

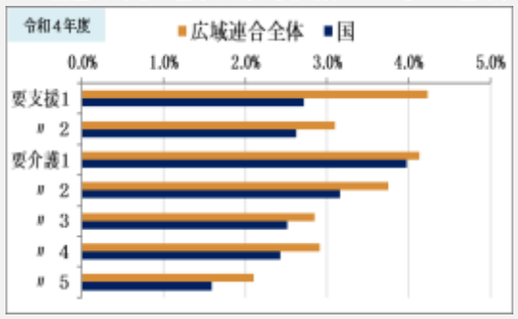
令和４年度

項目	内容	人数(割合)
重複投薬	２医療機関以上で重複処方が発生した薬剤数が１以上	93,926人（7.7%）
多剤投薬	処方日数が１日以上の薬剤数が15以上	57,168人（4.7%）
重複受診	１か月間で同系の疾病を理由に３医療機関以上受診	30,129人（2.4%）
頻回受診	１か月間で同一医療機関を15回以上受診	25,881人（2.1%）

4.介護関係の分析

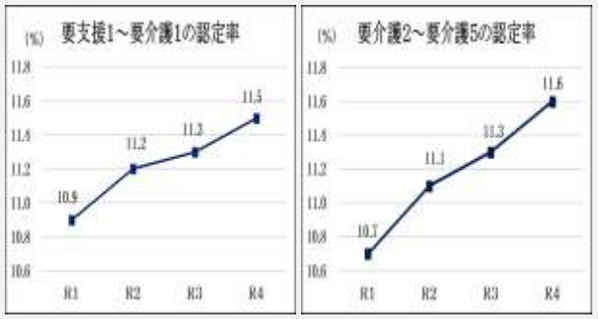
【全国平均との比較】

- 要介護認定率を全国と比較すると、全体では4.1pt高く、要介護度別にみると、全ての要介護度において全国平均を上回り、特に要支援１で大きく上回る。



【認定率の推移】

- 要介護認定率の令和元年度からの推移をみると、要支援１～要介護１までの軽度者、要介護２以上の重度者ともに増加している。



３ 広域連合がアプローチする課題

現状分析から得られた問題点と広域連合がアプローチする課題		
健康寿命（平均自立期間）は全国平均より短く、「不健康な期間」は全国平均より長いため、疾病の発症予防や重症化予防、介護予防等を推進し健康寿命を延伸させる必要がある。	健康寿命(平均自立期間)の延伸	A
保健事業の出発点となる健康診査・歯科健康診査の受診率はそれぞれ被保険者全体の約２割・約１割にとどまり、受診率向上及び市町村格差の解消が必要である。	健康診査・歯科健康診査の受診率向上	B
健康診査や医療・介護サービスにつながっていない被保険者は健康状態の悪化や閉じこもりが危惧されるため、健康状態を把握し必要な保健・医療・介護サービス等につなげる必要がある。	健康状態不明者の減少	C
健康診査の結果、血圧及び血糖の有所見者割合は増加傾向にあり、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化や重篤な合併症の発症を予防するため、適切な医療へつなぐ必要がある。	生活習慣病の重症化予防	D
１人当たりの医療費は全国平均を上回り、入院・歯科医療費は増加傾向にある。重複・多剤投薬者や重複・頻回受診者が一定存在し、被保険者の健康増進及び転倒等の薬物有害事象を防止するためにも、適正服薬や適正受診を促す必要がある。	受診行動適正化	E
要介護認定率は年々増加している。フレイルは健康な状態と要介護状態との中間地点と言われ、適切な介入により改善が見込めることから、フレイル状態の早期把握・早期支援が必要である。	フレイル予防及び介護予防の強化	F

4 計画の全体像

＊広域連合がアプローチする課題を踏まえて、次のとおり中長期的目標を設定します。

計画全体の目的	被保険者ができる限り長く在宅で自立した生活を送ることができるよう、生活習慣病の重症化予防や心身機能の低下の防止に向けた効果的な保健事業を実施し、健康寿命の延伸及びその結果として医療費の適正化を図る。

＊各課題に対応するため次の個別事業を実施し、進捗状況を把握するため評価指標を設定します。　※は優先する課題

広域連合がアプローチする課題		A 健康寿命（平均自立期間）の延伸 介護に至る疾病の発症予防及び重症化予防、フレイル・介護予防の取組の推進	B※ 健康診査・歯科健康診査の受診率向上 健康診査・歯科健康診査の必要性の理解促進及び未受診者対策の強化	C 健康状態不明者の減少 健康診査・医療・介護等の情報がない者の健康状態の把握及び必要なサービスへの接続	D 生活習慣病の重症化予防 生活習慣病の医療放置者やコントロール不良者への受診勧奨及び保健指導の実施	E 受診行動適正化 ジェネリック医薬品の利用促進及び受診や医薬品使用の適正化に向けた取組の実施	F※ フレイル予防及び介護予防の強化 フレイル状態の早期把握・早期支援を行うため、市町村における一体的実施の取組を推進
課題に対応する個別事業	1 健康診査事業	○	○	○			○
	2 歯科健康診査事業	○	○	○			○
	3 健診未受診者受診促進事業	○	○	○			○
	4 歯科健診未受診者受診促進事業	○	○	○			○
	5 糖尿病性腎症重症化予防事業	○			○		○
	6 高血圧症重症化予防事業	○			○		○
	7 ジェネリック医薬品使用促進事業	○				○	
	8 受診行動適正化事業	○				○	○
	9 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	○	○	○	○	○	○
（アウトカム）評価指標	計画全体の目的の評価指標	・健康寿命（平均自立期間）			・生活習慣病患者の割合 ・人工透析患者の割合	・一人当たり医療費	・要介護（要支援）認定者の割合
	短期的目標の主な評価指標		・健診受診率	・健康状態不明者の割合	・血糖等コントロール不良者の割合	・ジェネリック医薬品の使用割合	・低栄養・身体的フレイル該当者の割合
			・歯科健診受診率		・事業実施後の医療受診率・検査値の改善割合	・多剤投薬者・睡眠薬投薬者の割合	・骨折・誤嚥性肺炎患者の割合
			・受診勧奨通知者の健診受診率		・糖尿病等治療中断者の割合	・ジェネリック差額通知後の効果額	・健康診査における有所見者の割合
			・受診勧奨通知者の歯科健診受診率		・腎機能不良未受診者の割合		・歯科健康診査における咀嚼機能・嚥下機能低下者の割合

＊計画全体の目的及び個別事業の目標値は次のとおりです。

計画全体の目的に対する評価指標と目標値

評価指標①	実績値 R4	目標値 R11
健康寿命（男性）	79.1歳	1.5歳延伸
健康寿命（女性）	83.8歳	

評価指標②		実績値 R4	目標値 R11
生活習慣病患者割合	糖尿病	266人/千人	実績値を下回る
	高血圧症	558人/千人	
	脳血管疾患	177人/千人	
	虚血性心疾患	149人/千人	

評価指標③	実績値 R4	目標値 R11
人工透析患者割合	7.9%	実績値を下回る

評価指標④	実績値 R4	目標値 R11
1人当たり医療費	919,489円	全国平均の伸び率を下回る

評価指標⑤	実績値 R4	目標値 R11
要介護2～5の認定者割合	11.6%	実績値を下回る
要支援1～要介護1の認定者割合	11.5%	実績値を下回る

1 健康診査事業

目的及び概要：・生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療、フレイル等を総合的に把握し適切な支援につなげることにより、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図る。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6	目標値 R11
受診率（全年齢）	22.6%	24.9%	26.9%
健康診査における有所見者の割合	62.5%	前年度を下回る	

2 歯科健康診査事業

目的及び概要：・歯や歯肉の状態、口腔衛生状況等を確認することで、口腔機能低下や肺炎を予防し、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図る。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6	目標値 R11
受診率（全年齢）	13.3%	14.7%	16.7%
歯科健康診査における咀嚼機能低下者の割合	6.7%	前年度を下回る	
歯科健康診査における嚥下機能低下者の割合	10.2%	前年度を下回る	

3・4 健康診査・歯科未受診者受診促進事業

目的及び概要：・健康診査・歯科健康診査の未受診者に対し受診勧奨することで受診を促し、受診率向上を図るとともに、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図る。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6	目標値 R11
受診勧奨通知者の健診受診率	36.9%	実施方法の変更によりR5実績を基に設定	
受診勧奨通知者の歯科健診受診率	（未実施）	新規実施によりR5実績を基に設定予定	

5 糖尿病性腎症重症化予防事業

目的及び概要：・健康診査の結果、糖尿病性腎症の重症化リスクが高い被保険者に対して、医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施し医療につなげることにより重症化の予防を図る。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6	目標値 R11
事業実施後の医療受診率	81.2%	前年度を上回る	
事業実施のHbA1cの改善割合	24.2%	前年度を上回る	
血糖等コントロール不良者の割合	0.6%	前年度を下回る	
糖尿病等治療中断者の割合	7.8%	前年度を下回る	
腎機能不良未受診者の割合	0.02%	前年度を下回る	

6 高血圧症重症化予防事業

目的及び概要：・健康診査の結果、高血圧症の重症化リスクが高い被保険者に対して、医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施し医療につなげることにより重症化の予防を図る。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6	目標値 R11
事業実施後の医療受診率	75.4%	前年度を上回る	
事業実施後の収縮期血圧の改善割合	77.5%	前年度を上回る	
事業実施後の拡張期血圧の改善割合	66.9%	前年度を上回る	

7 ジェネリック医薬品使用促進事業

目的及び概要：・ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担が軽減される可能性があることを通知し、被保険者の自己負担軽減及びジェネリック医薬品の普及促進による医療費の削減を図る。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6	目標値 R11
ジェネリック医薬品の使用割合	76.9%	80.0%	85.0%
差額通知後の効果額	136,495千円	150,000千円	200,000千円

8 受診行動適正化事業

目的及び概要：・重複・頻回受診者へ保健師等が適正な受診を促し、健康の保持増進、医療費の適正化を図る。なお本事業については医薬品の適正使用に向けた取組の検討を行い再構築の予定。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6・R7	目標値 R11
事業実施後の受診行動の改善割合（～R7）	51.0%	前年度を上回る	
多剤投薬者の割合	4.7%	前年度を下回る	
睡眠薬投薬者の割合	1.6%	前年度を下回る	

9 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

目的及び概要：・低栄養やフレイル、生活習慣病、多剤・重複投薬、健康状態不明など高齢者の多様な健康課題に対してきめ細かな支援を行うため、高齢者にとって身近な市町村において健康支援に取り組む。

評価指標	実績値 R4	目標値 R6	目標値 R11
低栄養該当者の割合	0.7%	前年度を下回る	
身体的フレイル該当者の割合	3.7%	前年度を下回る	
オーラルフレイル該当者の割合	2.3%	前年度を下回る	
骨折患者の割合	178人/千人	前年度を下回る	
誤嚥性肺炎患者の割合	33人/千人	前年度を下回る	
健康状態不明者の割合	1.7%	前年度を下回る	

5 その他

- 計画の公表・周知　→ホームページで公表するとともに、関係機関及び医療関係団体への周知を図ります。
- 個人情報の取扱い　→個人情報の保護に関する法律・情報セキュリティポリシーに基づき適切に管理します。
- その他　→広域連合において外部有識者を配置し、市町村に対して一体的実施に係る保健事業の実施計画・事業評価・関係団体との連携のあり方等に係る技術的助言を得られる体制を確保します。

別紙２

第３期 データヘルス計画　中間評価・見直しスケジュール（予定）

対応	６～８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
中間評価・見直し	第３期計画前半分の自己評価	第３期計画見直し（素案）検討			第３期計画見直し素案の作成		パブリックコメント	第３期計画見直し
関係団体等との調整		高齢者医療懇談会（中間評価について説明）	市町村連絡会議（中間評価について説明） 一体的実施担当者会（中間評価について意見聴取）		関係機関連絡会議（見直し素案への専門的助言）	市町村連絡会議（見直し素案について意見聴取）	高齢者医療懇談会（見直し素案について意見聴取）	